

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後	修正前
第1節 計画の目的及び方針 (略) 第2 計画の構成 (略) <pre>graph LR Root[須賀川市 地域防災計画 本 編] --- B1[第1部 総則] Root --- B2[第2部 一般災害対策計画
第1章 災害予防計画
第2章 災害応急対策計画
第3章 災害復旧計画] Root --- B3[第3部 震災対策計画
第1章 総則
第2章 震災予防計画
第3章 震災応急対策計画] Root --- B4[第4部 原子力災害対策計画
第1章 総則
第2章 原子力災害予防計画
第3章 原子力災害応急対策計画
第4章 災害復旧・復興計画] Root --- B5[第5部 事故対策計画
第1章 航空機事故対策計画
第2章 鉄道事故対策計画
第3章 道路事故対策計画
第4章 危険物等事故対策計画
第5章 大規模な火災対策計画
第6章 林野火災対策計画] Root --- B6[第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画
第1章 総則
第2章 地震予防計画
第3章 地震応急対策計画] Root --- B7[資料編]</pre>	第1節 計画の目的及び方針 (略) 第2 計画の構成 (略) <pre>graph LR Root[須賀川市 地域防災計画 本 編] --- B1[第1部 総則] Root --- B2[第2部 一般災害対策計画
第1章 災害予防計画
第2章 災害応急対策計画
第3章 災害復旧計画] Root --- B3[第3部 震災対策計画
第1章 総則
第2章 震災予防計画
第3章 震災応急対策計画] Root --- B4[第4部 原子力災害対策計画
第1章 総則
第2章 原子力災害予防計画
第3章 原子力災害応急対策計画
第4章 災害復旧・復興計画] Root --- B5[第5部 事故対策計画
第1章 航空機事故対策計画
第2章 鉄道事故対策計画
第3章 道路事故対策計画
第4章 危険物等事故対策計画
第5章 大規模な火災対策計画
第6章 林野火災対策計画] Root --- B6[第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画
第1章 総則
第2章 地震予防計画
第3章 地震応急対策計画] Root --- B7[資料編]</pre>

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後	修正前
第 3 計画の基本方針 本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。 なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」の理念を踏まえながら取り組む。 ＜関係法令等の遵守＞ 災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。 ＜防災・減災事業の推進＞ 風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。 ＜施設・設備・資機材等の整備＞ 市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。 ＜ライフライン施設の強化＞ 上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。 ＜防災関係機関相互の協力体制の強化＞ 災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。 ＜地域の防災力の強化＞ 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。 ＜市民の防災に関する意識の高揚＞ 「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。	第 3 計画の基本方針 本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。 なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」の理念を踏まえながら取り組む。 ＜関係法令等の遵守＞ 災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。 ＜防災・減災事業の推進＞ 風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。 ＜施設・設備・資機材等の整備＞ 市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。 ＜ライフライン施設の強化＞ 上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設の安全の強化を図る。 ＜防災関係機関相互の協力体制の強化＞ 災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。 ＜地域の防災力の強化＞ 大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。 ＜市民の防災に関する意識の高揚＞ 「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

第 1 部 総則

修正後	修正前
＜発災直前及び発災後の活動目標＞ 活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。 ＜要配慮者への対応＞ <u>高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等</u>の要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。	＜発災直前及び発災後の活動目標＞ 活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。 ＜要配慮者への対応＞ <u>急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大しており、要配慮者も増大しているため、これらの</u>要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。
(略) 第 2 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 (略) 第 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略)	(略) 第 2 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 (略) 第 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略)

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後	修正前
(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台） ・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 (略) 6 指定地方公共機関等 (略) 第 3 節 須賀川市の概況 (略) 第 6 産業 令和 2（2020）年における本市の就業構造は、第 1 次産業 8.0%、第 2 次産業 31.5%、第 3 次産業 60.5%と就業者の半数以上が第 3 次産業に就業し、第 1 次産業就業者が減少、第 3 次産業が増加傾向にある。	(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台） ・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 (略) 6 指定地方公共機関<u> </u> (略) 第 3 節 須賀川市の概況 (略) 第 6 産業 令和 2（2020）年における本市の就業構造は、第 1 次産業 8.0%、第 2 次産業 31.5%、第 3 次産業 60.5%と就業者の半数以上が第 3 次産業に就業し、第 1 次産業就業者が減少、第 3 次産業が増加傾向にある。

(5/12)

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前				
昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。		昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県沖)	M6.7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑折町でも1名重傷。	
昭和8(1933)年 3月3日	昭和三陸地震 (三陸沖)	M8.1 震度5 福島、猪苗代 震度4 小名浜	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波。相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟。		昭和8(1933)年 3月3日	昭和三陸地震 (三陸沖)	M8.1 震度5 福島、猪苗代 震度4 小名浜	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福浦・中村・磯部1～1.5m程度の津波。相双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決壊、床下浸水5棟。	
昭和 10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6.9 震度5 小名浜 震度4 猪苗代	小津波の発生。		昭和 10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6.9 震度5 小名浜 震度4 猪苗代	小津波の発生。	
昭和 11(1936)年 11月3日	<u>(宮城県沖)</u>	M7.4 震度5 小名浜 震度4 福島、猪苗代	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等が発生。		昭和 11(1936)年 11月3日	<u>宮城県沖地震</u> (宮城県沖)	M7.4 震度5 小名浜 震度4 福島、猪苗代	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく落、道路の亀裂等が発生。	
昭和 13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M7.0 震度5 福島、小名浜、 猪苗代	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。		昭和 13(1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M7.0 震度5 福島、小名浜、 猪苗代	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。	
昭和 13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	M7.5 震度5 福島、小名浜	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生。浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害。		昭和 13(1938)年 11月5日	(福島県沖)	M7.5 震度5 福島、小名浜	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生。浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害。	
昭和 18(1943)年 8月12日	田島地震 (福島県会津)	M6.2 震度3 白河	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。		昭和 18(1943)年 8月12日	田島地震 (福島県会津)	M6.2 震度3 白河	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。	
昭和 35(1960)年 5月23日	チリ地震津波 (チリ南部沖)	M9.5 (モーメントマグニ チュード)	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流出4隻の被害。		昭和 35(1960)年 5月24日	チリ地震津波 (チリ南部沖)	M9.5 (モーメントマグニ チュード)	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流出4隻の被害。	
昭和 39(1964)年 6月16日	新潟地震 (新潟県下越沖)	M7.5 震度5 只見	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17		昭和 39(1964)年 6月16日	新潟地震 (新潟県下越沖)	M7.5 震度5 只見	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22ヶ所、がけくずれ17	

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前				
			震度4 福島、郡山、小名浜、白河、若松	ヶ所。被害額5億8,000万円。				震度4 福島、郡山、小名浜、白河、若松	ヶ所。被害額5億8,000万円。
昭和43(1968)年5月16日	<u>1968年</u> 十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7.9 震度4 福島、小名浜、白河	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。		昭和43(1968)年5月16日	<u>昭和43(1968年)</u> 十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7.9 震度4 福島、小名浜、白河	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。	
昭和53(1978)年6月12日	<u>1978年</u> 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 震度5 福島 震度4 小名浜、白河、若松	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。		昭和53(1978)年6月12日	<u>昭和53(1978年)</u> 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7.4 震度5 福島 震度4 小名浜、白河、若松	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。	
昭和62(1987)年4月7日	(福島県沖)	M6.6 震度5 小名浜 震度4 福島、白河	ガラスの破損などの被害。		昭和62(1987)年4月7日	(福島県沖)	M6.6 震度5 小名浜 震度4 福島、白河	ガラスの破損などの被害。	
昭和62(1987)年4月23日	(福島県沖)	M6.5 震度5 白河 震度4 福島、小名浜	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被害。被害額1億5,751万円。		昭和62(1987)年4月23日	(福島県沖)	M6.5 震度5 白河 震度4 福島、小名浜	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被害。被害額1億5,751万円。	
平成6(1994)年12月18日	(福島県会津)	M5.5 震度4 若松	一部破損10棟。		平成6(1994)年12月18日	(福島県会津)	M5.5 震度4 若松	一部破損10棟。	
平成15(2003)年5月26日	(宮城県沖)	M7.1 震度5弱 鹿島町、相馬市、原町市、富岡町、小高町、都路村	一部破損住家124棟、公共建物12棟、その他建物17棟。		平成15(2003)年5月26日	(宮城県沖)	M7.1 震度5弱 鹿島町、相馬市、原町市、富岡町、小高町、都路村	一部破損住家124棟、公共建物12棟、その他建物17棟。	
平成16(2004)年10月23日	<u>平成16年</u> (2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	M6.8 震度5弱 只見町、西会津町、柳津町	一部破損住家1棟。		平成16(2004)年10月23日	<u>平成16年</u> (2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	M6.8 震度5弱 只見町、西会津町、柳津町	一部破損住家1棟。	

須賀川市地域防災計画
第1部 総則

修正後					修正前				
平成 17(2005)年 8月16日	(宮城県沖)	M7.2 震度5強 国見町、川俣町、 相馬市、新地町、 鹿島町	一部破損590棟。		平成 17(2005)年 8月16日	(宮城県沖)	M7.2 震度5強 国見町、川俣町、 相馬市、新地町、 鹿島町	一部破損590棟。	
平成 20(2008)年 6月14日	平成20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸 地震 (岩手県内陸南 部)	M7.2 震度5弱 新地町	死者1名 (いわき市海岸の岩場での落石)		平成 20(2008)年 6月14日	平成20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸 地震 (岩手県内陸南 部)	M7.2 震度5弱 新地町	死者1名 (いわき市海岸の岩場での落石)	
平成 23(2011)年 3月11日	平成23 年 (2011 年) 東北地方太平洋 沖地震 (三陸 沖)	M9.0 (モーメントマ グニチュード) 震度6強 白河市、須賀川 市、国見町、鏡石 町、天栄村、檜葉 町、富岡町、大熊 町、浪江町、双葉 町、新地町	○福島県内被害状況(R6.9.9) 死者4,177名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,483棟、住家半壊83,640棟、住家一部損壊141,065棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況(R6.9.9) 死者12名、軽傷者1名 住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟		平成 23(2011)年 3月11日	平成23 年 (2011 年) 東北地方太平洋 沖地震 (三陸 沖)	M9.0 震度6強 白河市、須賀川 市、国見町、鏡石 町、天栄村、檜葉 町、富岡町、大熊 町、浪江町、双葉 町、新地町	○福島県内被害状況(R4.8.1) 死者4,164名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,469棟、住家半壊83,323棟、住家一部損壊141,057棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故 ○須賀川市被害状況(R4.8.1) 死者12名、軽傷者1名 住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟	
令和3(2021) 年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 震度6強 国見町、相馬市、 新地町 震度6弱 福島市、郡山市、 須賀川市、伊達 市、本宮市、桑折 町、川俣町、天栄 村、南相馬市、広 野町、檜葉町、川 内村、大熊町、双 葉町、浪江町	○福島県内被害状況(R4.3.8) 死者2名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊137棟、住家半壊2,785棟、住家一部損壊20,614棟、公共建物被害519棟、その他建物被害1,768棟 ○須賀川市被害状況(R4.3.8) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊127棟、住家一部損壊1,965棟、公共建物被害40棟		令和3(2021) 年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 震度6強 国見町、相馬市、 新地町 震度6弱 福島市、郡山市、 須賀川市、伊達 市、本宮市、桑折 町、川俣町、天栄 村、南相馬市、広 野町、檜葉町、川 内村、大熊町、双 葉町、浪江町	○福島県内被害状況(R4.3.8) 死者2名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊137棟、住家半壊2,785棟、住家一部損壊20,614棟、公共建物被害519棟、その他建物被害1,768棟 ○須賀川市被害状況(R4.3.8) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊127棟、住家一部損壊1,965棟、公共建物被害40棟	
(略)					(略)				

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後			修正前		
第 2 風水害 昭和 50 年以降の本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。			第 2 風水害 昭和 50 年以降の本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。		
発生年月日	災害要因	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等	発生年月日	災害要因	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 56(1981)年 7 月 16 日	集中豪雨	床上浸水 7 棟、床下浸水 25 棟。	昭和 56(1981)年 7 月 16 日	集中豪雨	床上浸水 7 棟、床下浸水 25 棟。
昭和 56(1981)年 8 月 22 日	台風第 15 号	床上浸水 9 棟、床下浸水 53 棟、家屋破損 42 棟。	昭和 56(1981)年 8 月 22 日	台風 15 号	床上浸水 9 棟、床下浸水 53 棟、家屋破損 42 棟。
昭和 57(1982)年 8 月 3 日	台風第 10 号	床上浸水 1 棟、床下浸水 11 棟、家屋破損 45 棟。	昭和 57(1982)年 8 月 3 日	台風 10 号	床上浸水 1 棟、床下浸水 11 棟、家屋破損 45 棟。
昭和 57(1982)年 9 月 12 日	台風第 18 号	床上浸水 48 棟、床下浸水 163 棟、家屋破損 7 棟、土砂崩れ 25 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所、橋流失 3 ヶ所。	昭和 57(1982)年 9 月 12 日	台風 18 号	床上浸水 48 棟、床下浸水 163 棟、家屋破損 7 棟、土砂崩れ 25 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所、橋流失 3 ヶ所。
昭和 61(1986)年 8 月 5 日	台風第 10 号	河川の氾濫、土砂崩れ等、各地に甚大な被害が発生。8 月 7 日本市に災害救助法が適用。家屋破損 21 棟、床上浸水 605 棟、床下浸水 586 棟、救助者 44 名。	昭和 61(1986)年 8 月 5 日	台風 10 号	河川の氾濫、土砂崩れ等、各地に甚大な被害が発生。8 月 7 日本市に災害救助法が適用。家屋破損 21 棟、床上浸水 605 棟、床下浸水 586 棟、救助者 44 名。
昭和 62(1987)年 7 月 14 日	集中豪雨	床上浸水 18 棟、床下浸水 151 棟。	昭和 62(1987)年 7 月 14 日	集中豪雨	床上浸水 18 棟、床下浸水 151 棟。
平成 10(1998)年 8 月 27 日	集中豪雨	全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部損壊 22 棟、床上浸水 193 棟、床下浸水 145 棟、救助者 101 名。	平成 10(1998)年 8 月 27 日	集中豪雨	全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部損壊 22 棟、床上浸水 193 棟、床下浸水 145 棟、救助者 101 名。
平 成 23(2011)年 9 月 21 日	台風第 15 号	一部損壊 4 棟、床上浸水 363 棟、床下浸水 206 棟。	平 成 23(2011)年 9 月 21 日	台風 15 号	一部損壊 4 棟、床上浸水 363 棟、床下浸水 206 棟。
令 和 元 (2019)年 10 月 12 日	令和元年東日本台風 (台風第 19 号)	救助者 183 名、死者 3 名、全壊 155 棟、半壊 675 棟、一部損壊 232 棟。	令 和 元 (2019)年 10 月 12 日	東日本台風 (台風 19 号)	○須賀川市被害状況(R3. 4. 13) 救助者 183 名、死者 3 名、全壊 155 棟、半壊 674 棟、一部損壊 233 棟。

(場所の明記がない場合、被害数は須賀川地方広域消防管内)

(場所の明記がない場合、被害数は須賀川地方広域消防管内)

第 1 部 総則

修正後			修正前		
第 3 林野火災・火災 昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。			第 3 林野火災・火災 昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。		
発生年月日	災害区分	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等	発生年月日	災害区分	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
昭和 50(1975)年 2月1日	火災	住宅から出火、住宅 4 棟を全焼、6 世帯 20 名が り災。	昭和 50(1975)年 2月1日	火災	住宅から出火、住宅 4 棟を全焼、6 世帯 20 名 がり災。
昭和 51(1976)年 1月14日	火災	パチンコ店から出火し、店舗等 2 棟 474 m ² を 焼失。	昭和 51(1976)年 1月14日	火災	パチンコ店から出火し、店舗等 2 棟 474 m ² を 焼失。
昭和 51(1976)年 1月19日	火災	神社から出火、1 棟 132 m ² を全焼。	昭和 51(1976)年 1月19日	火災	神社から出火、1 棟 132 m ² を全焼。
昭和 51(1976)年 6月28日	ガス爆発	社宅でガス漏れから爆発、負傷者 2 名。	昭和 51(1976)年 6月28日	ガス爆発	社宅でガス漏れから爆発、負傷者 2 名。
昭和 53(1978)年 3月7日	火災	住宅から出火、住家 9 棟、非住家 12 棟、 1,433 m ² を焼失。	昭和 53(1978)年 3月7日	火災	住宅から出火、住家 9 棟、非住家 12 棟、 1,433 m ² を焼失。
昭和 55(1980)年 7月15日	火災	百貨店から出火、1 棟 2,696 m ² が焼失。	昭和 55(1980)年 7月15日	火災	百貨店から出火、1 棟 2,696 m ² が焼失。
昭和 59(1984)年 10月21日	火災	市立第二中学校から出火、1 棟延べ 3,383 m ² が 半焼。	昭和 59(1984)年 10月21日	火災	市立第二中学校から出火、1 棟延べ 3,383 m ² が 半焼。
昭和 60(1985)年 8月7日	火災	連続放火事件 (5 件) が発生、7 世帯 13 名が り災。	昭和 60(1985)年 8月7日	火災	連続放火事件 (5 件) が発生、7 世帯 13 名が り災。
平成3(1991)	火災	縫製工場から出火、6 世帯 20 名り災、負傷者	平成3(1991)	火災	縫製工場から出火、6 世帯 20 名り災、負傷者

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後			修正前		
年 2月15日		1 名、全焼 4 棟、部分焼 4 棟、 <u> </u> 焼損面積 746 m ² 。	年 2月15日		1 名、全焼 4 棟、部分焼 4 棟、 <u>証</u> 焼損面積 746 m ² 。
平成6(1994) 年 4月16日	火災	倉庫から出火、6 世帯 16 名がり災、全焼 7 棟、 <u> </u> 部分焼 <u>9 棟</u> 。	平成6(1994) 年 4月16日	火災	倉庫から出火、6 世帯 16 名がり災、全焼 7 棟、 <u>9 棟</u> 部分焼 <u> </u> 。
平成7(1995) 年 2月15日	火災	店舗から出火、3 世帯、3 名がり災、 <u>焼損</u> 9 棟 <u> </u> 。	平成7(1995) 年 2月15日	火災	店舗から出火、3 世帯、3 名がり災、 <u> </u> 9 棟 <u>焼損</u> 。
平成 10(1998)年 1月23日	火災	休業中の遊技場から出火、715 m ² を全焼。	平成 10(1998)年 1月23日	火災	休業中の遊技場から出火、715 m ² を全焼。
平成 14(2002)年 5 月 22 日	爆発火災	花火製造作業現場が太陽光線により爆発。負傷者 1 名	平成 14(2002)年 5 月 22 日	爆発火災	花火製造作業現場が太陽光線により爆発。負傷者 1 名
令和2 (2020) 年 12月24日	火災	矢田野・南町で連続して住宅から出火。 0:30 矢田野の住宅から出火、1 世帯 1 名がり災、死者 1 名、全焼 2 棟、部分焼 1 棟。 1:50 南町の住宅から出火、11 世帯 19 名がり災、死者 1 名、全焼 8 棟、部分焼 2 棟、ぼや 1 棟。	令和2 (2020) 年 12月24日	火災	矢田野・南町で連続して住宅から出火。 0:30 矢田野の住宅から出火、1 世帯 1 名がり災、死者 1 名、全焼 2 棟、部分焼 1 棟。 1:50 南町の住宅から出火、11 世帯 19 名がり災、死者 1 名、全焼 8 棟、部分焼 2 棟、ぼや 1 棟。
令和3 (2021) 年9 月6日	火災	15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者 1 名、全焼 1 棟。	令和3 (2021) 年9 月6日	火災	15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者 1 名、全焼 1 棟。
令和4 (2022) 年2 月20日	火災	16:23 北横田地内の住宅から出火、死者 1 名、全焼 1 棟。	令和4 (2022) 年2 月20日	火災	16:23 北横田地内の住宅から出火、死者 1 名、全焼 1 棟。
令和4 (2022) 年9 月17日	火災	12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼 1 棟、部分焼 2 棟。	令和4 (2022) 年9 月17日	火災	12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼 1 棟、部分焼 2 棟。
<u>令和5 (2023) 年4 月14日</u>	<u>火災</u>	<u>16:06 雨田地内で焚火から出火、全焼 5 棟、 部分焼 2 棟 福島県消防防災ヘリコプターによる散 水実施（2回）</u>	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	<u> </u>	<u> </u> <u> </u> <u> </u>

須賀川市地域防災計画
第 1 部 総則

修正後	修正前
(略) 第 5 節 被害想定 (略) 第 2 風水害 1 被害想定概要 市は、平成 11（1999）年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成 17（2005）年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成 20（2008）年に洪水ハザードマップを改訂している。 また、平成 23（2011）年 9 月 21 日の台風 15 号の影響を反映させ、平成 24（2012）年に一部修正を行った。 平成 27（2015）年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した洪水・土砂災害ハザードマップを令和 2（2020）年度に作成した。さらに、令和 4（2022）年 9 月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容と、<u>災害対策基本法の改正やその他防災関連情報の変更等</u>を反映し<u>デザインを刷新した防災ガイドブック</u>を令和 5（2023）年度に作成した。 (略)	(略) 第 5 節 被害想定 (略) 第 2 風水害 1 被害想定概要 市は、平成 11（1999）年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成 17（2005）年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成 20（2008）年に洪水ハザードマップを改訂している。 また、平成 23（2011）年 9 月 21 日の台風 15 号の影響を反映させ、平成 24（2012）年に一部修正を行った。 平成 27（2015）年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した洪水・土砂災害ハザードマップを令和 2（2020）年度に作成した。さらに、令和 4（2022）年 9 月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容_____を反映し_____た洪水・土砂災害ハザードマップを令和 5（2023）年度に作成予定。 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第1章 災害予防計画 (略) 第3節 情報連絡体制の整備 (略) 第1 情報収集体制の整備（市民安全課・道路河川課・全課） (略) 2 気象情報伝送処理システム_____の活用 _____ _____ _____ _____ 県は、福島地方気象台から当該システムにより 気象、地象及び水象 情報の提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じて市町村等に伝達又は提供している。 市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。 (略)	第1章 災害予防計画 (略) 第3節 情報連絡体制の整備 (略) 第1 情報収集体制の整備（市民安全課・道路河川課・全課） (略) 2 気象情報伝送処理システム <u>（アデス）</u> の活用 <u>気象庁は、気象に関するデータを迅速に収集するため、「気象情報伝送処理システム（アデス）」を整備し、防災関係行政機関や地方自治体等への防災気象情報の提供、これらの機関との観測データの相互交換を実施しており、</u> 県は、福島地方気象台から当該システムにより <u>各</u> _____ 情報の提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じて市町村等に伝達又は提供している。 市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第5節 上水道・下水道施設の強化 (略) 第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課） 1 排水機能の確保 市は、災害発生時においても下水道処理機能を確保するため、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全対策に努める。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。 2 応急復旧用資機材の確保 下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、優先的に調達を図るものとする。また、災害発生後に速やかに対応できるよう下水道台帳及び維持管理録を一体として整理し、さらに優先的に調査する箇所情報を整理しておくものとする。 3 要員の確保 応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等に基づき協力、支援を求めるものとする。 (略)	第5節 上水道・下水道施設の強化 (略) 第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課） 1 排水機能の確保 市は、災害発生時においても下水道処理機能を確保するため、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。 2 応急復旧用資機材の確保 下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。また、災害発生後に速やかに対応できるよう、下水道台帳及び維持管理録を一体として整理し、さらに優先調査する必要がある箇所情報を整理しておくものとする。 3 要員の確保 応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第8節 水害予防対策 (略) 第4 下水道事業等の推進（道路河川課・経営課・下水道施設課） 市は、関係機関と連携し、計画的な下水道 <u>施設</u> の整備を推進するとともに、ポンプ場等の <u>整備により</u> 安全性の向上に努める。また、宅地化の進行、水田等の減少による雨水貯留機能の低下がもたらす内水氾濫を防止するため、雨水の貯留、地下浸透等の計画的な雨水対策の整備に努める。 (略) 第6 農業用ため池整備事業の推進（農政課） 市は農業用ため池の点検を実施し、管理者及び受益者に対し、機能維持に努めるよう指導するとともに、あらかじめ大雨が予想される場合は、市、管理者及び受益者が連携し、農業用ため池の事前放流等を実施する。また、周辺の都市化に伴い、受益者のなくなった農業用ため池については、用途の廃止を行い、水抜きや別用途への転換等に努める。 防災重点農業用ため池については、県等の関係機関と連携し、耐震調査のうえ、安全基準を満たしていない場合は、改修事業等を実施する。 【資料1- <u>12</u> 】防災重点農業用ため池 (略) 第9 水害に関する危険箇所の周知	第8節 水害予防対策 (略) 第4 下水道事業等の推進（道路河川課・経営課・下水道施設課） 市は、関係機関と連携し、計画的な下水道_____整備を推進するとともに、ポンプ場等の_____安全性の向上に努める。また、宅地化の進行、水田等の減少による雨水貯留機能の低下がもたらす内水氾濫を防止するため、雨水の貯留、地下浸透等の計画的な雨水対策の整備に努める。 (略) 第6 農業用ため池整備事業の推進（農政課） 市は農業用ため池の点検を実施し、管理者及び受益者に対し、機能維持に努めるよう指導するとともに、あらかじめ大雨が予想される場合は、市、管理者及び受益者が連携し、農業用ため池の事前放流等を実施する。また、周辺の都市化に伴い、受益者のなくなった農業用ため池については、用途の廃止を行い、水抜きや別用途への転換等に努める。 防災重点農業用ため池については、県等の関係機関と連携し、耐震調査のうえ、安全基準を満たしていない場合は、改修事業等を実施する。 【資料1- <u>15</u> 】防災重点農業用ため池 (略) 第9 水害に関する危険箇所の周知

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

(市民安全課・農政課・道路河川課・下水道施設課)

市は、県及び関係機関と連携し、洪水・土砂災害ハザードマップ・内水ハザードマップ・ため池ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域、防災重点農業用ため池等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

(略)

第9節 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河川課・教育総務課・学校教育課・こども課 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団
----	--

第1 危険地区等の区分（市民安全課・農政課・道路河川課）

土砂災害に関する危険地区等の区分には、林野庁が管轄する山地災害危険地区、国土交通省が管轄する土砂災害警戒区域等があり、定義は次のとおりである。

管轄	危険地区等の名称			定義
国土交通省	<u>土砂災害警戒区域等</u>	土砂災害警戒	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
			<u>地すべり</u>	・ <u>地すべり</u> 区域（ <u>地すべり</u> している区域または地滑りするおそれのある区域） ・ <u>地すべり</u> 区域下端から、 <u>地すべり</u> 地塊の長さ

修正前

(市民安全課・農政課・道路河川課・下水道施設課)

市は、県及び関係機関と連携し、各種ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域、防災重点農業用ため池等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

(略)

第9節 土砂災害予防対策

土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携し、総合的な土砂災害対策を実施する。

担当	【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河川課・教育総務課・学校教育課・こども課 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団
----	--

第1 危険地区等の区分（市民安全課・農政課・道路河川課）

土砂災害に関する危険地区等の区分には、林野庁が管轄する山地災害危険地区、国土交通省が管轄する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域があり、定義は次のとおりである。

管轄	危険地区等の名称			定義
国土交通省	<u>土砂災害警戒区域等</u>	土砂災害警戒	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
			<u>地滑り</u>	・ <u>地滑り</u> 区域（ <u>地滑り</u> している区域または地滑りするおそれのある区域） ・ <u>地滑り</u> 区域下端から、 <u>地滑り</u> 地塊の長さ

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第2 土砂災害警戒区域等の安全対策（道路河川課） 国土交通省、県及び市は、 土砂災害警戒区域等の 調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。 第3 山地災害危険地区の安全対策（農政課） 林野庁、県及び市は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。 第4 土砂災害警戒区域等の周知（市民安全課・農政課・道路河川課・消防団） 市は、県及び関係機関と連携し、ハザードマップ・広報紙・パンフレット・現場の標識等により、土砂災害警戒区域等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。 第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・教育総務課・学校教育課・こども課） 市は、土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒情報や避難情報等の伝達方法、避難所等の避	【資料1-14】土砂災害警戒区域 第2 土砂災害危険箇所等の安全対策（道路河川課） 国土交通省、県及び市は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等の 調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。 第3 山地災害危険地区の安全対策（農政課） 林野庁、県及び市は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。 第4 土砂災害危険箇所等の周知（市民安全課・農政課・道路河川課・消防団） 市は、県及び関係機関と連携し、ハザードマップ・広報紙・パンフレット・現場の標識等により、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。 第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保（市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・教育総務課・学校教育課・こども課） 市は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域について、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒情報や避難情報等の伝達方法、避難所等の避

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
難措置について、市民への周知徹底を図る。また、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域<u>等</u>の指定があった場合、市は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。 (略) ■ 土砂災害警戒情報伝達系統図 (略) 【資料 18-<u>4</u>】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (略) 第10節 雪害予防対策 (略) 第5 広報・呼びかけの実施（市民安全課・道路河川課） 冬期の事故の防止を図るため、関係機関と連携し、路線の積雪・凍結に関する案内板等を整備するとともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故等除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。 <u>また、集中的な大雪が予測される場合には、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えるなど、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。</u>	難措置について、市民への周知徹底を図る。また、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域<u> </u>の指定があった場合、市は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。 (略) ■ 土砂災害警戒情報伝達系統図 (略) 【資料 18-<u>5</u>】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 (略) 第10節 雪害予防対策 (略) 第5 広報・呼びかけの実施（市民安全課・道路河川課） 冬期の事故の防止を図るため、関係機関と連携し、路線の積雪・凍結に関する案内板等を整備するとともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故等除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。 _____ _____ _____ _____

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<u>あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。</u> (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 (略) 第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続（市民安全課） 大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行い、緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両について事前の届出を受け付けている。 市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、<u>管轄警察署に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。</u> (略) 第13節 避難対策の強化 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。	_____ _____ _____ _____ (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 (略) 第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続（市民安全課） 大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止又は制限を行い、緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両について事前の届出を受け付けている。 市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、_____ _____ <u>事前の届出を行う。</u> (略) 第13節 避難対策の強化 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	担当 【本庁】 市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】 医療関係機関			担当 【本庁】 市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・農政課・下水道施設課・学校教育課・こども課 【関係機関】 医療関係機関	
第1 避難計画の策定（市民安全課） 市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。 また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。 さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は屋内安全確保を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。			第1 避難計画の策定（市民安全課） 市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。 また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。 さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は屋内安全確保を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。 また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 ・避難情報を発令する基準 ・避難情報の伝達方法 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (給水・給食措置、毛布・寝具・<u>生活</u>必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者への支援) ・指定避難所の管理に関する事項 (避難所の管理・運営責任者（原則として市職員を指定）及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業	土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。 また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 ・避難情報を発令する基準 ・避難情報の伝達方法 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者 ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (給水・給食措置、毛布・寝具・<u>衣料・日用</u>必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者への支援) ・指定避難所の管理に関する事項 (避難所の管理・運営責任者（原則として市職員を指定）及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
務) ・指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設) ・要配慮者に対する救援措置に関する事項 (情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、(福)須賀川市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の共有、個別避難計画の策定に努める。) ・広域避難に関する事項 (大規模広域災害時における広域避難又は広域一時滞在等に関わる他の地方公共団体等との応援協定の締結や広域避難等における被災住民の運送に関わる運送事業者等との応援協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の作成に努める。) ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等)	務) ・指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設) ・要配慮者に対する救援措置に関する事項 (情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、(福)須賀川市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の共有、個別避難計画の策定に努める。) ・広域避難に関する事項 (大規模広域災害時における広域避難又は広域一時滞在等に関わる他の地方公共団体等との応援協定の締結や広域避難等における被災住民の運送に関わる運送事業者等との応援協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の作成に努める。) ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等)
第2 避難所の指定等（市民安全課） 市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。なお、指定避難所を指定したときは、災	第2 避難所の指定等（市民安全課） 市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定める。なお、指定避難所を指定したときは、災

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																								
害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。	害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。																								
1 避難所の位置づけ 災害時に公共施設を効率的に避難所として活用できるよう、避難所を次のとおり位置づける。 <table border="1" data-bbox="217 689 1014 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>位置づけ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定緊急避難場所</td><td>災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。</td></tr> <tr> <td>指定一般避難所</td><td>避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設</td></tr> <tr> <td>指定福祉避難所</td><td>一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため指定する施設。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> </tbody> </table>	区分	位置づけ	指定緊急避難場所	災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。	指定一般避難所	避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設	指定福祉避難所	一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため指定する施設。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。	_____	_____	_____	_____	1 避難所の位置づけ 災害時に公共施設を効率的に避難所として活用できるよう、避難所を次のとおり位置づける。 <table border="1" data-bbox="1238 689 2036 1401"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>位置づけ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定緊急避難場所</td><td><u>指定緊急避難場所は、</u>災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>指定避難所</td><td><u>指定避難所は、</u>災害時に宿泊可能な施設のある避難所。</td></tr> <tr> <td>拠点避難所</td><td><u>拠点避難所は、</u>小学校等の相当規模の施設。飲料水、食料、物資の供給を行う避難所。</td></tr> </tbody> </table>	区分	位置づけ	指定緊急避難場所	<u>指定緊急避難場所は、</u> 災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。	_____	_____	_____	_____	指定避難所	<u>指定避難所は、</u> 災害時に宿泊可能な施設のある避難所。	拠点避難所	<u>拠点避難所は、</u> 小学校等の相当規模の施設。飲料水、食料、物資の供給を行う避難所。
区分	位置づけ																								
指定緊急避難場所	災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。																								
指定一般避難所	避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設																								
指定福祉避難所	一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため指定する施設。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。																								
_____	_____																								
_____	_____																								
区分	位置づけ																								
指定緊急避難場所	<u>指定緊急避難場所は、</u> 災害時に一時的に危険を回避するための施設や広場等。																								
_____	_____																								
_____	_____																								
指定避難所	<u>指定避難所は、</u> 災害時に宿泊可能な施設のある避難所。																								
拠点避難所	<u>拠点避難所は、</u> 小学校等の相当規模の施設。飲料水、食料、物資の供給を行う避難所。																								

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
				その他の避難	その他の避難所は、集会所等の小規模な施設。 避難生活が長期化した場合は、要配慮者等のため活用する等、状況に応じて活用。
2 指定緊急避難場所の指定基準 指定緊急避難場所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。 - 安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて指定する。 - 延焼火災の発生するおそれが高い地域にあっては、避難路の選定等と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった指定を行う。 - 学校のグラウンド等を指定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と使用時期が重複しないように調整する。			2 指定緊急避難場所の指定基準 指定緊急避難場所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。 - 安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて指定する。 - 延焼火災の発生するおそれが高い地域にあっては、避難路の選定等と合わせて確実に避難が可能となるように体系だった指定を行う。 - 学校のグラウンド等を指定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と使用時期が重複しないように調整する。		
3 指定避難所の指定基準 指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。 - 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。 - 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 - がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。 - できる限り耐震構造（昭和56(1981)年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去（バリアフリー化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。			3 指定避難所の指定基準 指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。 - 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 - 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 - がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。 - できる限り耐震構造（昭和56(1981)年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去（バリアフリー化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。		

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
なお、指定避難所においては、発災時から、通信環境を確保するために、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等が設置されていることが望ましいため、施設等を更新する場合は、当該設備等の導入を検討する。 <u>また、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u> 【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定一般避難所 (略) 第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進 (市民協働推進課・市民安全課) 市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、<u> </u>地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局<u> </u>の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 (略) 第14節 医療（助産）救護・防疫体制の強化 (略)	なお、指定避難所においては、発災時から、通信環境を確保するために、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等が設置されていることが望ましいため、施設等を更新する場合は、当該設備等の導入を検討する。 _____ _____ _____ 【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定一般避難所 (略) 第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進 (市民協働推進課・市民安全課) 市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、<u>男女共同参画センターが</u>地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局<u>及び男女共同参画センター</u>の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 (略) 第14節 医療（助産）救護・防疫体制の強化 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前				
第2 医薬品・衛生材料等の整備（市民安全課・健康づくり課・医療関係機関） 市は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の調達計画を策定する。 また、緊急時における血液の不足に備え、<u> </u>献血促進について住民への普及啓発を図る。 （略） 第15節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備 市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、最低限の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、災害時に民間事業者等から調達できるよう、体制の整備を図る。また、市は、市民が自ら食料、飲料水等の備蓄を行うよう、周知啓発に努める。 <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課</td></tr></table> 第1 食料の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課） 市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。 なお、非常用食料については、食品への表示が義務となっている特定原	担当	【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課	第2 医薬品・衛生材料等の整備（市民安全課・健康づくり課・医療関係機関） 市は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品、衛生材料等の調達計画を策定する。 また、緊急時における血液の不足に備え、<u>災害時の</u>献血促進について住民への普及啓発を図る。 （略） 第15節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の整備 市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、最低限の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、災害時に民間事業者等から調達できるよう、体制の整備を図る。また、市は、市民が自ら食料、飲料水等の備蓄を行うよう、周知啓発に努める。 <table border="1"><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課</td></tr></table> 第1 食料の備蓄・調達体制の整備（市民安全課・商工課） 市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。 なお、非常用食料については、食品への表示が義務となっている特定原	担当	【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課
担当	【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課				
担当	【本庁】市民安全課・商工課・経営課・水道施設課				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第19節 自主防災組織の整備 (略) 第4 計画等の策定（自主防災組織） 自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ計画等を策定し、次の事項について記載しておく。 (略) 第20節 要配慮者支援体制の強化 (略) 第1 社会福祉施設入所者に対する対策（社会福祉課・長寿福祉課・こども課） 1 施設等の整備 社会福祉施設の管理者は、要介護者、障がい者等の要配慮者が円滑に避難できるよう、ユニバーサルデザイン化等、移動しやすい環境を整備するとともに、消火器、火災報知器等、消防設備の整備を図り、施設安全性を高める。 (略)	第19節 自主防災組織の整備 (略) 第4 自主防災計画の策定（自主防災組織） 自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておく。 (略) 第20節 要配慮者支援体制の強化 (略) 第1 社会福祉施設入所者に対する対策（社会福祉課・長寿福祉課・こども課） 1 施設等の整備 社会福祉施設の管理者は、要介護高齢者、障がい者等の要配慮者が円滑に避難できるよう、ユニバーサルデザイン化等、移動しやすい環境を整備するとともに、消火器、火災報知器等、消防設備の整備を図り、施設安全性を高める。 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第2 在宅者に対する対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・警察署・自主防災組織・(福)須賀川市社会福祉協議会) 1 避難支援プランの作成 (略) (4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得 ア 市内部での情報集約 市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護一者、障がい者等の情報集約に努める。 イ 都道府県等からの情報取得 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。 (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新 市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、1年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。	第2 在宅者に対する対策 (市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・警察署・自主防災組織・(福)須賀川市社会福祉協議会) 1 避難支援プランの作成 (略) (4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得 ア 市内部での情報集約 市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護一高一齢者、障がい者等の情報集約に努める。 イ 都道府県等からの情報取得 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。 (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新 市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、1年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討するものとする。</u> (略) 第4 避難所における対策 (市民安全課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課) 市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリートイレの設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、<u>福祉避難所</u>をあらかじめ指定する。 (略) 第21節 NPO・ボランティア等との連携体制の強化 (略) 第2 NPO・ボランティア団体等との連携強化 (略)	(略) 第4 避難所における対策 (市民安全課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課) 市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリートイレの設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、<u>保健センター等の施設</u>を福祉避難所としてあらかじめ指定する。 (略) 第21節 NPO・ボランティア等との連携体制の強化 (略) 第2 NPO・ボランティア団体との連携強化 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

(略)

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

各配備体制の配備基準及び動員計画は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
事前配備	・市域に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表され、なお警報の発表が予想されるときで、市民安全課長が配備を決定したとき。 ・その他、特に市民安全課長が必要と認めたとき。	市民安全課長	・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課職員数名、道路河川課職員数名
警戒配備	・市域に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されたとき。 ・その他、<u>土砂災害警戒情報の発表が見込まれるなど</u>、特に総務部長が必要と認めたとき。	総務部長	・総務部長、建設部長 ・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課で必要な職員、道路河川課で必要な職員 ・予想される災害に係る部課において必要な職員

修正前

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

(略)

第2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班）

各配備体制の配備基準及び動員計画は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
事前配備	・市域に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表され、なお警報の発表が予想されるときで、市民安全課長が配備を決定したとき。 ・その他、特に市民安全課長が必要と認めたとき。	市民安全課長	・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課職員数名、道路河川課職員数名
警戒配備	・市域に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、<u>土砂災害警戒情報</u>のいずれかが発表されたとき。 ・その他、<u>特に総務部長が必要と認めたとき。</u>	総務部長	・総務部長、建設部長 ・市民安全課長、道路河川課長 ・市民安全課で必要な職員、道路河川課で必要な職員 ・予想される災害に係る部課において必要な職員

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
(略)			(略)		
第2節 災害対策本部の設置			第2節 災害対策本部の設置		
(略)			(略)		
第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）			第10 災害対策本部の事務分掌（市民安全課班・全班）		
災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のとおりとし、災害対策本部を 設置 しない場合においても、概ねの次の分掌事務に従い、対応にあたる。			災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のとおりである。災害対策本部を 設置 しない場合においても、概ねの次の分掌事務に従い、対応にあたる。		
部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務	部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ等による広報活動に関すること。 2 広報車による広報活動の支援に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関すること。 6 その他応急対策に関すること。	企画政策部 (企画政策部長)	企画政策課班 (企画政策課長)	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ等による広報活動に関すること。 2 広報車による広報活動の支援に関すること。 3 部内の各班との連絡調整に関すること。 4 部内の他班の所掌に属さない事項。 5 特命による重要事項の調整に関すること。 6 その他応急対策に関すること。
	秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		秘書広報課班 (秘書広報課長)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 その他応急対策に関すること。
	情報政策課班 (情報政策課長)	1 通信環境の確保に関すること。		情報政策課班 (情報政策課長)	1 通信環境の確保に関すること。 2 <u>広報車による広報活動の支援に関すること。</u>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	長)	<u>2</u> その他応急対策に関すること。		長)	<u>3</u> その他応急対策に関すること。
総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	- 市議会との連絡及び市議会提出資料に関すること。 - 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関すること。 - 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関すること。 - 庁用自動車の配車に関すること。 - 広報車による広報活動の調整に関すること。 - 部内の各班との連絡調整に関すること。 - 部内の他班の所掌に属さない事項。 - その他応急対策に関すること。	総務部 (総務部長)	行政管理課班 (行政管理課長)	- 市議会との連絡及び市議会提出資料に関すること。 - 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関すること。 - 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関すること。 - 庁用自動車の配車に関すること。 - 広報車による広報活動の調整に関すること。 - 部内の各班との連絡調整に関すること。 - 部内の他班の所掌に属さない事項。 - その他応急対策に関すること。
	人事課班 (人事課長)	- 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 - 職員の非常招集に関すること。 - 他の自治体等との間の職員派遣に関すること。 - その他応急対策に関すること。		人事課班 (人事課長)	- 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 - 職員の非常招集に関すること。 - 他の自治体等との間の職員派遣に関すること。 - その他応急対策に関すること。
	市民安全課班 (市民安全課長)	- 防災会議に関すること。 - 本部長の命令の伝達に関すること。 - 本部の庶務に関すること。 - 気象情報の受信及び通報に関すること。 - 災害救助法（昭和22(1947)年法律第118号）の適用及び実施に関すること。 - 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。		市民安全課班 (市民安全課長)	- 防災会議に関すること。 - 本部長の命令の伝達に関すること。 - 本部の庶務に関すること。 - 気象情報の受信及び通報に関すること。 - 災害救助法（昭和22(1947)年法律第118号）の適用及び実施に関すること。 - 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
		7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 警察署との連絡に関する事 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事 10 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。） 11 災害の情報の収集に関する事 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事 13 危機管理における庁内調整に関する事				7 自衛隊の派遣要請に関する事 8 警察署との連絡に関する事 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関する事 10 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。） 11 災害の情報の収集に関する事 12 被害状況の結果整理及び報告に関する事 13 危機管理における庁内調整に関する事	
財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事 2 部内の各班との連絡調整に関する事 3 部内の他班の所掌に属さない事項 4 その他応急対策に関する事		財務部 (財務部長)	財政課班 (財政課長)	1 災害応急対策費の予算措置に関する事 2 部内の各班との連絡調整に関する事 3 部内の他班の所掌に属さない事項 4 その他応急対策に関する事	
	税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関する事 2 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。）			税務課班 (税務課長)	1 被災住宅の調査に関する事 2 り災証明書の発行に関する事（災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。）	
	収納課班 (収納課長)	3 被災証明書の発行に関する事 4 その他応急対策に関する事			収納課班 (収納課長)	3 被災証明書の発行に関する事 4 その他応急対策に関する事	
市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 (市民協働推進課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関する事 4 部内の各班との連絡調整に関する事 5 部内の他班の所掌に属さない事項		市民協働推進部 (市民協働推進部長)	市民協働推進課班 (市民協働推進課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関する事 4 部内の各班との連絡調整に関する事 5 部内の他班の所掌に属さない事項	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
		6 その他応急対策に関すること。			6 その他応急対策に関すること。
市民協働推進課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 各コミュニティセンターにあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 5 その他応急対策に関すること。		市民協働推進課 関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 各コミュニティセンターにあっては、管内の災害情報の収集及び報告に関すること。 5 その他応急対策に関すること。	
生涯学習スポーツ課班 (生涯学習スポーツ課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 <u>所管</u> 施設 の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		生涯学習スポーツ課班 (生涯学習スポーツ課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 <u>社会教育施設、体育施設等</u> の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
生涯学習スポーツ課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。		生涯学習スポーツ課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
		3 その他応急対策に関すること。				3 その他応急対策に関すること。	
	長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。			長沼、岩瀬図書館班 (長沼図書館長、岩瀬図書館長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
文化交流部 (文化交流部長)	文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。		文化交流部 (文化交流部長)	文化振興課班 (文化振興課長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
	文化振興課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。			文化振興課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
	観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。			観光交流課班 (観光交流課長)	1 救援物資の受付及び配布に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
	観光交流課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協			観光交流課関係施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
		力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。				力に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	
市民福祉部 (市民福祉部 長)	社会福祉課班 (社会福祉課 長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。		市民福祉部 (市民福祉部 長)	社会福祉課班 (社会福祉課 長)	1 り災に対する支援対策に関すること。 2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。 3 避難所開設及び運営に関すること。 4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者(児)世帯の支援対策に関すること。 5 災害ボランティアに関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	
	長寿福祉課班 (長寿福祉課 長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。			長寿福祉課班 (長寿福祉課 長)	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
	保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。			保険年金課班 (保険年金課長)	1 避難所開設及び運営に関すること。 2 その他応急対策に関すること。	
	健康づくり課班 (健康づくり課長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。			健康づくり課班 (健康づくり課長)	1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被害地における感染症の予防に関すること。 4 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。	
	市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関すること。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関すること。 3 その他応急対策に関すること。			市民課班 (市民課長)	1 梓衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関すること。 2 本部と梓衝市民サービスセンターとの連絡に関すること。 3 その他応急対策に関すること。	
	長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サー	1 <u>管内の災害情報の収集及び報告</u> に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。			長沼、岩瀬市民サービスセンター班 (長沼市民サー	1 <u>管内における緊急又は応急的対応</u> に関すること。 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。	

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	ビスセンター所長、岩瀬市民サービスセンター所長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協 力に関すること。 6 その他応急対策に関すること。		ビスセンター所長、岩瀬市民サービスセンター所長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 4 庁用自動車の配車に関すること。 5 管内の災害情報収集及び報告に関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協 力に関すること。 8 その他応急対策に関すること。
経済環境部 (経済環境部 長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関する こと。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関す ること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 林業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関 すること。 7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関 すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。	経済環境部 (経済環境部 長)	農政課班 (農政課長)	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関する こと。 2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関す ること。 3 農業気象に関すること。 4 農産物の技術対策に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 林業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関 すること。 7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関 すること。 8 部内の各班との連絡調整に関すること。 9 部内の他班の所掌に属さない事項。 10 その他応急対策に関すること。
	商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝 具、ローソクその他生活必需品の調達に関する こと。		商工課班 (商工課長)	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝 具、ローソクその他生活必需品の調達に関する こと。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
		2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関する こと。 3 被災者の就業に関する こと。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協 力に関する こと。 7 その他応急対策に関する こと。			2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関する こと。 3 被災者の就業に関する こと。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関する こと。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する こと。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協 力に関する こと。 7 その他応急対策に関する こと。
	環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関する こと。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びそ の対策に関する こと。 3 その他応急対策に関する こと。		環境課班 (環境課長)	1 環境衛生に関する こと。 2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びそ の対策に関する こと。 3 その他応急対策に関する こと。
建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課 長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急 復旧に関する こと。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関 する こと。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関す る こと。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関す る こと。 5 部内の各班との連絡調整に関する こと。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する こと。	建設部 (建設部長)	道路河川課班 (道路河川課 長)	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急 復旧に関する こと。 2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関 する こと。 3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関す る こと。 4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関す る こと。 5 部内の各班との連絡調整に関する こと。 6 部内の他班の所掌に属さない事項。 7 その他応急対策に関する こと。
	建築住宅課班	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する		建築住宅課班	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前			
	(建築住宅課長)	こと。 2 応急仮設住宅の供与（建設型・借上型）に關すること。 3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに關すること。 4 建築物の応急危険度判定に關すること。 5 住宅における障害物の除去に關すること。 6 住宅の応急修理に關すること。 7 その他応急対策に關すること。		(建築住宅課長)	こと。 2 応急仮設住宅の供与（建設型・借上型）に關すること。 3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに關すること。 4 建築物の応急危険度判定に關すること。 5 住宅における障害物の除去に關すること。 6 住宅の応急修理に關すること。 7 その他応急対策に關すること。	
	都市計画課班 (都市計画課長)	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に關すること。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に關すること。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に關すること。 4 その他応急対策に關すること。		都市計画課班 (都市計画課長)	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に關すること。 2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に關すること。 3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に關すること。 4 その他応急対策に關すること。	
会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	1 災害応急対策に要する経費の出納に關すること。 2 災害救助寄附金の出納に關すること。 3 その他応急対策に關すること。		会計部 (会計管理者)	会計課班 (会計課長)	1 災害応急対策に要する経費の出納に關すること。 2 災害救助寄附金の出納に關すること。 3 その他応急対策に關すること。
上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	1 飲料水、医療用水等の供給に關すること。 2 部内の各班との連絡調整に關すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に關すること。		上下水道部 (上下水道部長)	経営課班 (経営課長)	1 飲料水、医療用水等の供給に關すること。 2 部内の各班との連絡調整に關すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に關すること。
	水道施設課班 (水道施設課長)	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に關すること。			水道施設課班 (水道施設課長)	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧に關すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
	長)	2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 3 その他応急復旧に関すること。		長)	2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 3 その他応急復旧に関すること。
	下水道施設課班 (下水道施設課長)	1 下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急復旧に関すること。		下水道施設課班 (下水道施設課長)	1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他応急復旧に関すること。
教育部 (教育部長)	教育総務課班 (教育総務課長)	1 事務局内の職員の動員に関すること。 2 教育関係施設の緊急利用に関すること。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。	教育部 (教育部長)	教育総務課班 (教育総務課長)	1 事務局内の職員の動員に関すること。 2 教育関係施設の緊急利用に関すること。 3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。
	学校教育課班 (学校教育課長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 その他応急対策に関すること。		学校教育課班 (学校教育課長)	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 4 その他応急対策に関すること。
	各小中学校・義務教育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		各小中学校・義務教育学校班 (各学校長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
		4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 5 その他応急対策に関する事。			4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 5 その他応急対策に関する事。
	岩瀬 給食センター班 (所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。		各学校給食センター班 (各所長)	1 り災した児童生徒の学校給食に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。
	こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関する事。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。		こども課班 (こども課長)	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関する事。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他応急対策に関する事。
	こども課関係各施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。		こども課関係各施設班 (各施設の長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他応急対策に関する事。

第3節 災害情報の収集・伝達

(略)

第1 気象注意報・警報等の伝達（市民安全課班・全班）

気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意

第3節 災害情報の収集・伝達

(略)

第1 気象注意報・警報等の伝達（市民安全課班・全班）

気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意

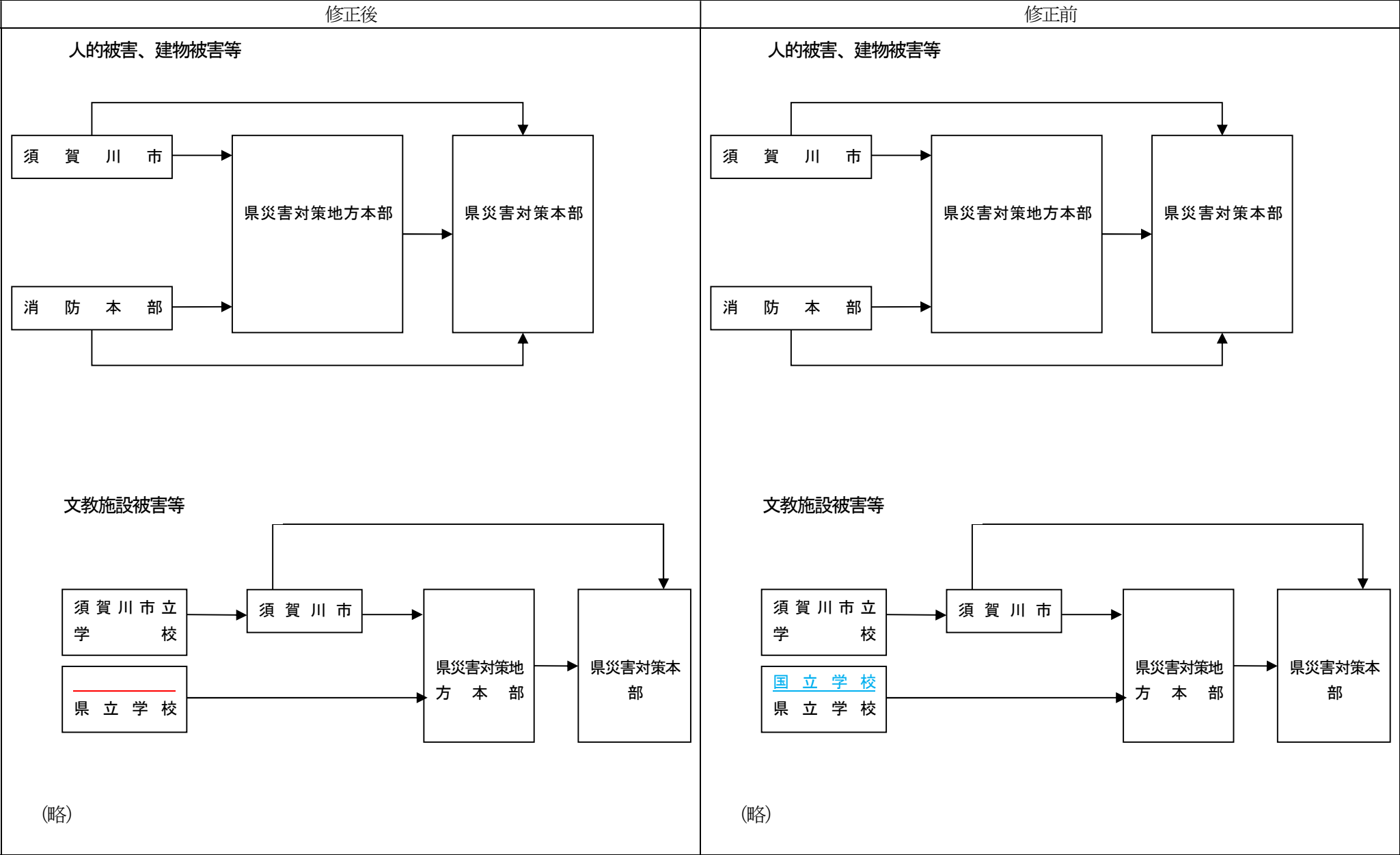
須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
報、警報、特別警報を発表する。 (略) ■地震情報の伝達系統図 【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準 <u>【資料5-3】地震情報の種類</u> (略) 第2 被害状況等の収集・報告	報、警報、特別警報を発表する。 (略) ■地震情報の伝達系統図 【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準 (略) 第2 被害状況等の収集・報告

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
(略) 2 被害状況等の報告 市及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。 市の県への報告は、<u>福島県総合防災情報システム</u>により行うことを基本とするが、あわせて県中地方振興局へも報告する。 市が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁等）へ被害状況等の報告を行う。 また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。 (略) 【資料5-4】被害状況の報告先 (略) 5 被害区分別報告系統 被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。	(略) 2 被害状況等の報告 市及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。 市の県への報告は、<u>福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」</u>により行うことを基本とするが、あわせて県中地方振興局へも報告する。 市が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁等）へ被害状況等の報告を行う。 また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。 (略) 【資料5-3】被害状況の報告先 (略) 5 被害区分別報告系統 被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画



須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前																								
第4節 通信の確保 (略) 第6 市防災行政無線の運用（市民安全課班） 市は、須賀川市同報系防災行政無線局運用基準により、防災行政無線を活用し、災害時の情報の伝達を行う。災害時は通信の輻輳が予想されるため、管理者は必要に応じて、通話の制限、優先通話等の通信統制措置を行う。 【資料5-5】須賀川市防災行政無線運用基準 第7 電気通信事業者の措置（電気通信事業者） 電気通信事業者は、災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。 また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。 なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。 <table><tr><th>区分</th><th>サービス名</th><th>電話番号又はURL</th></tr><tr><td>固定電話</td><td>NTT東日本 災害用伝言ダイヤル</td><td>171</td></tr><tr><td>パソコン・ スマートフ ォン</td><td>NTT東日本 災害用伝言板</td><td>https://www.web171.jp</td></tr><tr><td>携帯電話 （スマート</td><td>NTTドコモ 災害用伝言板</td><td>http://dengon.docomo.ne.jp</td></tr></table>	区分	サービス名	電話番号又はURL	固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171	パソコン・ スマートフ ォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp	携帯電話 （スマート	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp	第4節 通信の確保 (略) 第6 市防災行政無線の運用（市民安全課班） 市は、須賀川市同報系防災無線局運用基準により、防災行政無線を活用し、災害時の情報の収集・伝達を行う。災害時は通信の輻輳が予想されるため、管理者は必要に応じて、通話の制限、優先通話等の通信統制措置を行う。 【資料5-4】須賀川市防災行政無線運用基準 第7 電気通信事業者の措置（電気通信事業者） 電気通信事業者は、災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。 また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。 なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。 <table><tr><th>区分</th><th>サービス名</th><th>電話番号又はURL</th></tr><tr><td>固定電話</td><td>NTT東日本 災害用伝言ダイヤル</td><td>171</td></tr><tr><td>パソコン・ スマートフ ォン</td><td>NTT東日本 災害用伝言板</td><td>https://www.web171.jp</td></tr><tr><td>携帯電話 （スマート</td><td>NTTドコモ 災害用伝言板</td><td>http://dengon.docomo.ne.jp</td></tr></table>	区分	サービス名	電話番号又はURL	固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171	パソコン・ スマートフ ォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp	携帯電話 （スマート	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp
区分	サービス名	電話番号又はURL																							
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171																							
パソコン・ スマートフ ォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp																							
携帯電話 （スマート	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp																							
区分	サービス名	電話番号又はURL																							
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171																							
パソコン・ スマートフ ォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp																							
携帯電話 （スマート	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp																							

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
ため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定避難所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定避難所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「近隣の安全な場所への移動」、「屋内安全確保」を指示する。 このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。				ため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定避難所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定避難所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「近隣の安全な場所への移動」、「屋内安全確保」を指示する。 このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても早期に避難を指示するとともに、避難の指示等が周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。			
区分	実施責任者	措置	実施の基準	区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	市長	<u>高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。</u>	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	高齢者等避難 【警戒レベル3】	市長	<u>一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始</u>	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 【警戒レベル4】	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</u>	避難指示 【警戒レベル4】	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 <u>「屋内安全確保」の指示</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>必要と認められるとき。</u>
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。		知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 <u>「屋内安全確保」の指示</u>	災害の発生により、市がその全部又は <u>大部分</u> の事務を行うことができなくなったとき。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後					修正前				
		知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。			知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水、津波又は高潮によって</u> 氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。			知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水 <u> </u> の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		警察官(災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 <u> </u> <u> </u>	市長が避難のための立退き若しくは「 <u>緊急安全確保</u> 」を指示することができないと認めるとき、 <u>又は</u> 市長から要求があったとき。			警察官(災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 <u>「屋内安全確保」の指示</u>	市長が避難のための立退き若しくは「 <u>屋内安全確保</u> 」を指示することができないと認めるとき。 <u> </u> 市長から要求があったとき。
		警察官(警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。			警察官(警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	<u>重大な災害が切迫した </u> <u> </u> <u> </u> と認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
		自衛官(自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいなかった場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。			自衛官(自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいなかった場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後					修正前				
	緊急安全確保 【警戒レベル 5】	市長 (災害対策基本法 第60条)	<u>屋内での退避等 の安全確保措置</u>	災害が発生し、又はまさ に発生しようとしている 場合において、 <u>立退きを行 うことがかえって危険 であり</u> 、緊急を要すると 認められるとき。		緊急安全確保 【警戒レベル 5】	市長 (災害対策基本法 第60条)	<u>「緊急安全確 保」の指示</u>	災害が発生し、又はまさ に発生しようとしている 場合において、 <u> </u> <u> </u> <u> </u> 緊急を要すると 認められるとき。
(略)					(略)				
3 避難情報発令の判断基準					3 避難情報発令の判断基準				
(1) 水害に関する判断基準					(1) 水害に関する判断基準				
(略)					(略)				
上記のほか、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間 大雨情報、浸水・洪水に関するキキクル（危険度分布）情報、 <u>指定河川洪水 予報</u> 等、気象庁からの発表に基づき、災害が発生するおそれがあると見込ま れる場合についても、避難情報を発令する。					上記のほか、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間 大雨情報、浸水・洪水に関するキキクル（危険度分布）情報 <u> </u> <u> </u> 等、気象庁からの発表に基づき、災害が発生するおそれがあると見込ま れる場合についても、避難情報を発令する。				
【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準					【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準				
(略)					(略)				

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後			修正前		
(2) 土砂災害に関する判断基準 土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。			(2) 土砂災害に関する判断基準 土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。		
区 分	判 断 基 準	住民に求めるべき行動	区 分	判 断 基 準	住民に求めるべき行動
	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害のキキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	- 避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始 - 状況に応じて危険と感じたら、自主避難		- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害のキキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	- 避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の住民等は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始 - 状況に応じて危険と感じたら、自主避難

第2部 一般災害対策計画

修正後				修正前			
	避難指示 【警戒レベル4】	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「危険（紫）」となった場合 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	通常の避難行動ができる住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始		避難指示 【警戒レベル4】	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「危険（紫）」となった場合 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	通常の避難行動ができる住民等は、指定された避難施設等への避難行動を開始

第2部 一般災害対策計画

修正後		
緊急安全確保	- 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 - 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合 - 土砂災害の発生が確認された場合	既に災害が発生又は切迫している状況であり、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋へ待避や、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする等の「緊急安全確保」を行う。
情報入手先	- 気象庁ホームページ - 福島県河川流域総合情報システム - 川の防災情報 - 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 <u>土砂アラート（福島県土砂災害情報システム（危険度分布））</u>	

(略)

4 避難措置の周知等

(1) 住民への周知

市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

修正前		
緊急安全確保	- 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 - 土砂災害のキキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」となった場合 - 土砂災害の発生が確認された場合	既に災害が発生又は切迫している状況であり、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋へ待避や、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする等の「緊急安全確保」を行う。
情報入手先	- 気象庁ホームページ - 福島県河川流域総合情報システム - 川の防災情報 - 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所	

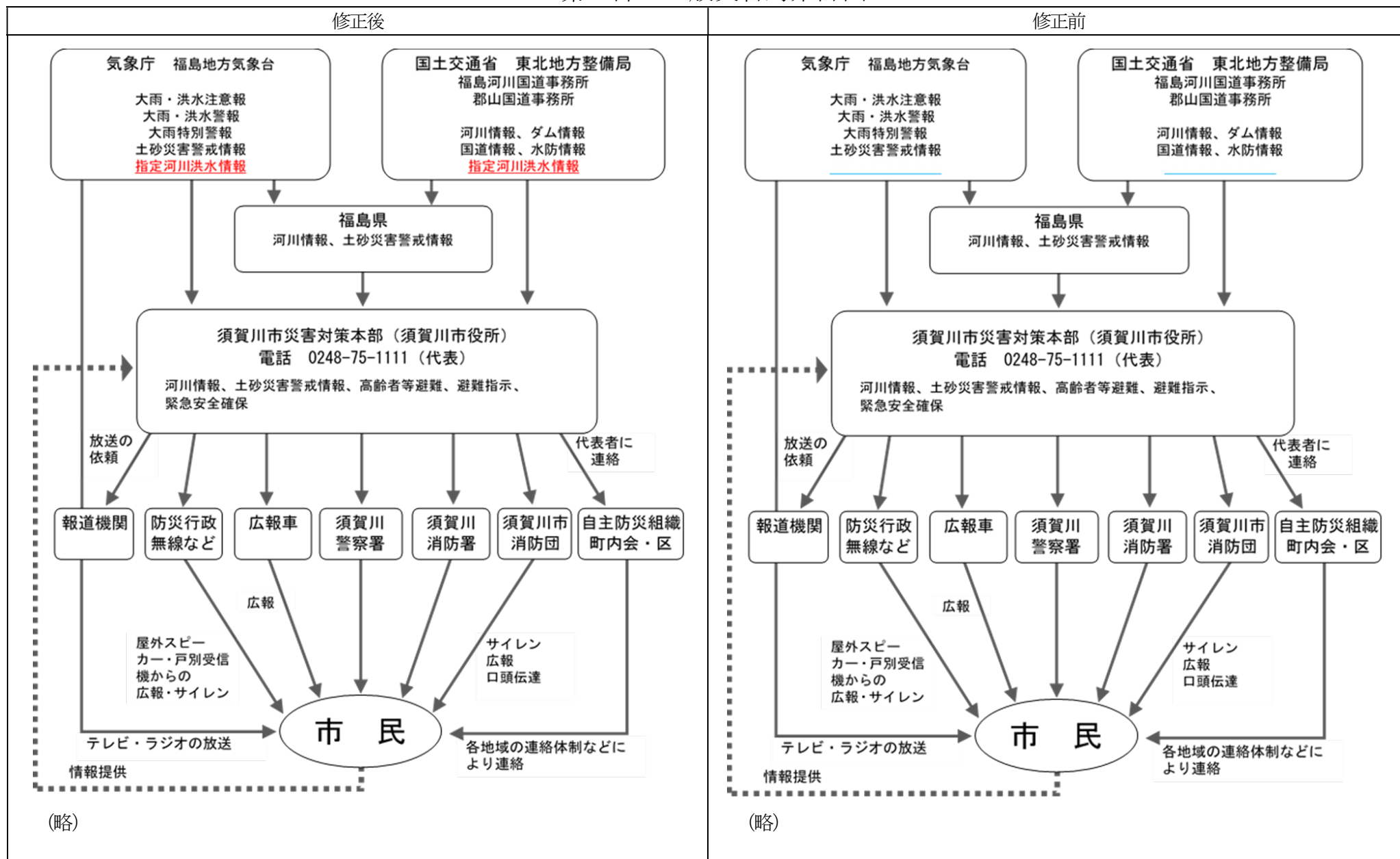
(略)

4 避難措置の周知等

(1) 住民への周知

市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画



須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
(2) 知事への報告 市長は、避難のための立退き<u>並びに</u>立退き先<u> </u>を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。避難<u> </u>の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。 ・ 避難<u> </u>指示<u>等</u>の有無 ・ 避難<u> </u>指示<u>等</u>の発令時刻 ・ 避難対象地域 ・ 避難場所及び避難経路 ・ 避難責任者 ・ 避難世帯数、人員 ・ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等 (略) 第4 避難所の設置（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課班・各施設管理者・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会） (略) 2 市長の措置 (略)	(2) 知事への報告 市長は、避難のための立退き<u>及び</u>立退き先<u>の指示又は「屋内安全確保」</u>を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告する。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。避難<u>及び「屋内安全確保」</u>の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。 ・ 避難<u>情報、「屋内安全確保」の指示</u> <u> </u>の有無 ・ 避難<u>情報、「屋内安全確保」の指示</u> <u> </u>の発令時刻 ・ 避難対象地域 ・ 避難場所及び避難経路 ・ 避難責任者 ・ 避難世帯数、人員 ・ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等 (略) 第4 避難所の設置（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金課班・各施設管理者・自主防災組織・（福）須賀川市社会福祉協議会） (略) 2 市長の措置 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
・間仕切り用パーティション ・冷暖房機器 ・洗濯機・乾燥機 ・仮設風呂、シャワー ・仮設トイレ ・テレビ、ラジオ ・インターネット情報端末 ・簡易台所、調理用品 ・その他必要な設備・備品 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める<u>ものとする。</u> <u>積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。</u> <u>孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域がある場合、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮に努めるものとする。</u>	・間仕切り用パーティション ・冷暖房機器 ・洗濯機・乾燥機 ・仮設風呂、シャワー ・仮設トイレ ・テレビ、ラジオ ・インターネット情報端末 ・簡易台所、調理用品 ・その他必要な設備・備品 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
5 指定避難所以外の被災者への支援 <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊非難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> (略) 第5 要配慮者対策 (市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・こども課班・各施設管理者・自主防災組織・(福)須賀川市社会福祉協議会) (略)	5 指定避難所以外の被災者への支援 <u>市は、関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、女性と男性のニーズの違いに配慮した食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、トイレ等の設備の利用に関する情報の提供に努める。なお、各種の支援措置が確実になされるよう、避難者に指定避難所へ避難するよう理解を求める。特に災害対策活動の拠点となる施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (略) 第5 要配慮者対策 (市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・こども課班・各施設管理者・自主防災組織・(福)須賀川市社会福祉協議会) (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
3 避難所における配慮等 (略) (4) 栄養・食生活支援の実施 市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。 また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。 なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料⁸品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの²⁰品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。 (略) 第12節 医療（助産）救護 (略)	3 避難所における配慮等 (略) (4) 栄養・食生活支援の実施 市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。 また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。 なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料⁷品目（えび、かに、<u> </u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの²¹品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。 (略) 第12節 医療（助産）救護 (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第1 医療体制の確立 (健康づくり課班・医療関係機関・日本赤十字社福島県支部) (略) 2 医療救護班の編成 市は、必要に応じ市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。 県は、市から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の<u>公立大学法人福島</u>県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）を編成する。 日本赤十字社福島県支部は、県から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、日赤医療救護班を編成する。 (略) 第14節 災害警備活動及び交通規制措置 (略) 第2 交通規制措置（市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警察署）	第1 医療体制の確立 (健康づくり課班・医療関係機関・日本赤十字社福島県支部) (略) 2 医療救護班の編成 市は、必要に応じ市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。 県は、市から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の_____県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（DMAT）を編成する。 日本赤十字社福島県支部は、県から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は医療（助産）救護を必要と認めたときは、日赤医療救護班を編成する。 (略) 第14節 災害警備活動及び交通規制措置 (略) 第2 交通規制措置（市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警察署）

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
(略) 3 緊急通行車両に係る確認手続 県又は警察署は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。 市は、県又は警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。<u>なお、災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、管轄警察署に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。</u> 交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。 (略) 第17節 救援対策 (略) 第2 食料救援対策（観光交流課班・商工課班） (略)	(略) 3 緊急通行車両に係る確認手続 県又は警察署は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。 市は、県又は警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。 _____ _____ _____ 交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。 (略) 第17節 救援対策 (略) 第2 食料救援対策（観光交流課班・商工課班） (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
3 食料の調達 市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。 また、調達する場合は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮するとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮する。 (略) 第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 (略) 第2 河川管理施設等の応急対策（農政課班・道路河川課班・都市計画課班・河川管理者・砂防施設等管理者） (略)	3 食料の調達 市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。 また、調達する場合は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮するとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、<u> </u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮する。 (略) 第21節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 (略) 第2 河川管理施設等の応急対策（農政課班・道路河川課班・都市計画課班・河川管理者・砂防施設等管理者） (略)

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
3 砂防施設等応急対策 (1) 災害後点検の実施 県は、災害により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、市の協力を得て土砂災害<u>警戒区域等</u>の災害発生状況を調査する。 (略) 第23節 要配慮者対策 (略) 第3 障がい者及び高齢者に係る対策（社会福祉課班・長寿福祉課班） 市は、県と連携し、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。 ・被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。 ・掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。 ・避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。	3 砂防施設等応急対策 (1) 災害後点検の実施 県は、災害により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、市の協力を得て土砂災害<u>危険箇所や雪崩危険箇所</u>の災害発生状況を調査する。 (略) 第23節 要配慮者対策 (略) 第3 障がい者及び高齢者に係る対策（社会福祉課班・長寿福祉課班） 市は、県と連携し、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。 ・被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。 ・掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。 ・避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
・関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。 ・避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。 ・<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。</u> ・<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。</u>	・関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。 ・避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。 ・
(略)	(略)
第24節 NPO・ボランティア等との連携	第24節 NPO・ボランティア等との連携
(略)	(略)
第1 NPO・ボランティア等の受入れ	第1 NPO・ボランティア等の受入れ
(社会福祉課班・(福)須賀川市社会福祉協議会)	(社会福祉課班・(福)須賀川市社会福祉協議会)
(略)	(略)
2 情報提供	2 情報提供
市及び県は、NPO・ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるた	市及び県は、NPO・ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるた

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
めに、災害対策本部の中に_____ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有するとともに</u>、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等_____の情報提供をし、<u>連携の取れた支援活動を展開できるよ</u><u>う</u>に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。 3 活動拠点等の提供 市及び県は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう<u>配慮</u>に努める。 第2 NPO・ボランティア団体等の活動 (社会福祉課班・(福)須賀川市社会福祉協議会) 1 NPO・ボランティア団体等の活動 NPO・ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。 ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・医療、看護 ・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・災害応急対策事務の補助 ・無線による情報収集及び伝達 ・建築物及び土砂災害警戒区域等の応急危険度判定 ・被災ペットの救護活動	めに、災害対策本部の中にNPO・ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、_____求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等<u>について</u>の情報提供_____に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。 3 活動拠点等の提供 市及び県は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう<u>支援</u>に努める。 第2 NPO・ボランティア団体等の活動 (社会福祉課班・(福)須賀川市社会福祉協議会) 1 NPO・ボランティア団体等の活動 NPO・ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。 ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・医療、看護 ・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・災害応急対策事務の補助 ・無線による情報収集及び伝達 ・建築物及び土砂災害危険箇所<u>の</u>応急危険度判定 ・被災ペットの救護活動

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
(略) 第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等 (略) 第3 被災者台帳の作成（社会福祉課班・税務課班） 市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の支援を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の活用を検討するものとする。</u> (略) 第4 被災者の生活支援（社会福祉課班） <u>県及び市は、関係機関等の協力を得ながら、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> <u>また、市は平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	(略) 第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等 (略) 第3 被災者台帳の作成（社会福祉課班・税務課班） 市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の支援を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。_____ _____ (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第3章 災害復旧計画 (略) 第2節 被災者の生活安定 (略) 第2 被災者の生活確保（市民安全課・税務課・収納課・建築住宅課・公共職業安定所・日本郵便株式会社） 1 公営住宅の一時使用 市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案、実施を行う。 (1) 一時使用対象者 災害 <u>（火災の場合は全焼又は半焼、水害・地震・土砂災害等の場合は半壊（床上浸水も含む）以上のり災判定）</u> により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げる<u>すべて</u> に該当する者とする。 ・被災時に市内に住民票を有し居住していた者 ・居住する住宅がない者	第3章 災害復旧計画 (略) 第2節 被災者の生活安定 (略) 第2 被災者の生活確保（市民安全課・税務課・収納課・建築住宅課・公共職業安定所・日本郵便株式会社） 1 公営住宅の一時使用 市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案、実施を行う。 (1) 一時使用対象者 災害 _____ により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げる<u>いずれか</u>に該当する者とする。 ・ <u>住宅が全壊、全焼又は流失した者</u> ・ 居住する住宅がない者 ・ <u>生活保護法の被保護者もしくは要保護者</u> ・ <u>特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者</u> ・ <u>これらに準ずる者</u>

須賀川市地域防災計画
第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
(2) 一時使用対象者の選定 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとし、公募によらない入居とし収入基準等の入居資格要件を<u>緩和する</u>ものとする。 (略) 5 租税の徴収猶予等の措置 市は、被災者の納付<u>又は納入</u>すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出<u>及び</u>納付<u>又は</u>納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 (略)	(2) 一時使用対象者の選定 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとし、公募によらない入居とし収入基準等の入居資格要件を<u>問わない</u>ものとする。 (略) 5 租税の徴収猶予等の措置 市は、被災者の納付_____すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出<u>または</u>納付<u>若しくは</u>納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 (略)

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前				
第1章 総則 「第1部総則」を準用する。 第2章 災害予防計画 (略) 第4節 都市の防災対策 都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課</td></tr></table> (略)	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課	第1章 総則 「第1部総則」を準用する。 第2章 災害予防計画 (略) 第4節 都市の防災対策 都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課</td></tr></table> (略)	担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課				
担当	【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課				

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
第5 公共施設の安全化（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・こども課） （略） 2 教育施設 学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。 （1）校舎等の耐震性の強化 校舎等は_____、教育施設としての機能向上を基本に、耐震性の強化に努める。 （略） 第5節 上水道・下水道施設の強化 （略） 第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課）	第5 公共施設の安全化（行政管理課・市民協働推進課・生涯学習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅課・教育総務課・こども課） （略） 2 教育施設 学校等教育施設の管理者及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。 （1）校舎等の耐震性の強化 校舎等は、<u>耐震診断中であり、診断結果にあわせ耐震補強工事を進め</u>、教育施設としての機能向上を基本に、耐震性の強化に努める。 （略） 第5節 上水道・下水道施設の強化 （略） 第2 下水道施設の強化（経営課・下水道施設課）

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
1 排水機能の確保 市は、<u>地震</u>被害の軽減を図り<u> </u>、下水道<u>施設</u>の機能を確保<u>するた</u> <u>め</u>、関係機関と連携して<u> </u>下水道施設の<u>震災</u>対策<u>に努め</u> <u>る</u>。また、災害時には、最小限の排水機能が確保できるよう 努める。 2 応急復旧用資機材の確保 下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材 の備蓄に努めるとともに、<u>優先的に調達</u> <u> </u>を図るものとする。また、 地震発生後に速やかに対応できるよう<u> </u>、下水道台帳及び維持管 理録を一体として整理し、さらに優先<u>的に</u>調査する <u> </u>箇所<u>の</u> 情報を整理しておくものとする。 3 要員の確保 応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとし ても、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及 び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等<u>に基づき協力、支援を</u> <u>求める</u>ものとする。 (略)	1 排水機能の確保 市は、<u>浸水</u>被害の軽減を図<u>るため</u>、下水道<u>処理</u> 機能を確保し<u> </u> <u> </u>、関係機関と連携して<u>ポンプ場等の</u>下水道施設の<u>安全化対策を実施</u> <u>する</u>。また、災害時には、最小限の排水機能が確保できるよう 努める。 2 応急復旧用資機材の確保 下水道事業者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材 の備蓄に努めるとともに、<u>資機材の優先調達</u>を図るものとする。また、 地震発生後に速やかに対応できるよう<u>に</u>、下水道台帳及び維持管 理録を一体として整理し、さらに優先 <u> </u> 調査する <u>必要のある</u>箇所 <u> </u> 情報を整理しておくものとする。 3 要員の確保 応急復旧活動に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとし ても、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及 び他の下水道関連業者等と災害時の応援協定等<u>の締結を進める</u> <u> </u>ものとする。 (略)

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前
第8節 土砂災害予防対策 第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第9節土砂災害予防対策」を準用する。 第7 地震災害等の予防の推進（市民安全課・農政課・道路河川課） 地震による土砂災害等の地盤災害を予防するため、地形や地質を十分に理解し、自然特性に応じた土地利用を計画的に実施する。 また、余震等による二次災害を防止するため、土砂災害の危険箇所を点検する体制の整備、危険箇所の警戒体制を図るとともに、広報紙・パンフレットによる土砂災害警戒区域等の住民への周知について努める。 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略)	第8節 土砂災害予防対策 第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第9節土砂災害予防対策」を準用する。 第7 地震災害等の予防の推進（市民安全課・農政課・道路河川課） 地震による土砂災害等の地盤災害を予防するため、地形や地質を十分に理解し、自然特性に応じた土地利用を計画的に実施する。 また、余震等による二次災害を防止するため、土砂災害の危険箇所を点検する体制の整備、危険箇所の警戒体制を図るとともに、広報紙・パンフレットによる土砂災害危険箇所等の住民への周知について努める。 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略)

須賀川市地域防災計画
第3部 震災対策計画

修正後	修正前																
第 1 節 応急活動体制の確立 (略) 第 2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班） (略) 3 災害対策本部設置後：震度 6 弱以上 <table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>指揮者</th><th>動員配備</th></tr><tr><td>第 2 非常 配備</td><td> ・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。 </td><td>本部長（市長）</td><td>全職員 _____ _____ _____ _____</td></tr></table> (略)	配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第 2 非常 配備	・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	全職員 _____ _____ _____ _____	第 1 節 応急活動体制の確立 (略) 第 2 配備体制の基準・動員配備（市民安全課班・全班） (略) 3 災害対策本部設置後：震度 6 弱以上 <table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>指揮者</th><th>動員配備</th></tr><tr><td>第 2 非常 配備</td><td> ・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。 </td><td>本部長（市長）</td><td><u>自動的に災害対策本部を設置 全職員動員 通信途絶による動員伝達が不能となる 事態が予想されるので、地震情報により自主参集する。</u></td></tr></table> (略)	配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	第 2 非常 配備	・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	<u>自動的に災害対策本部を設置 全職員動員 通信途絶による動員伝達が不能となる 事態が予想されるので、地震情報により自主参集する。</u>
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備														
第 2 非常 配備	・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	全職員 _____ _____ _____ _____														
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備														
第 2 非常 配備	・ 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 ・ その他、特に 本 部 長（市長）が必要と認めたとき。	本部長（市長）	<u>自動的に災害対策本部を設置 全職員動員 通信途絶による動員伝達が不能となる 事態が予想されるので、地震情報により自主参集する。</u>														

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
第1章 総則 第1節 計画の目的及び方針 第1 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11(1999)年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、<u>原子力事業者が廃止措置計画等に沿って、廃炉作業を進めている</u>原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の<u>安全を図る</u>ことを目的とする。 (略) 第5 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくの程度を五感で感じることができないため、一般災害などと異なり、市民等が自らの判断で状況を把握して行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。 本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する教育訓練、緊急時において	第1章 総則 第1節 計画の目的及び方針 第1 計画の目的 本計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11(1999)年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、<u>廃止措置計画等に基づき、廃炉作業が進められる</u>原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の<u>生命、身体及び財産を原子力災害から保護する</u>ことを目的とする。 (略) 第5 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくの程度を五感で感じることができないため、一般災害などと異なり、市民等が自らの判断で状況を把握して行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。 本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、<u>防災業務関係者</u>に対する教育訓練、緊急時において

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
第2章 <u>原子力</u>災害予防計画 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 第1 情報の収集・連絡体制等の整備 (市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課) (略) 4 移動通信系の活用体制 市は、関係機関と連携し、移動<u>無線機・移動無線車</u>、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。 (略) 第2節 災害応急体制の整備 (略) 第6 広域的な応援協力体制（市民安全課・行政管理課・人事課）	第2章 _____災害予防計画 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 第1 情報の収集・連絡体制等の整備 (市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課) (略) 4 移動通信系の活用体制 市は、関係機関と連携し、移動<u>系防災行政無線</u>、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。 (略) 第2節 災害応急体制の整備 (略) 第6 広域的な応援協力体制（市民安全課・行政管理課・人事課）

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。 また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容についてあらかじめ調整を行う。 (略) 第3節 屋内退避等に係る体制の整備 (略) 第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課） (略) 2 避難所運営体制の整備 市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など<u>生活</u>必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努め<u>るものとする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構</u>	市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>居住者、車両、携行品等の放射線の測定</u>）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。 また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容についてあらかじめ調整を行う。 (略) 第3節 屋内退避等に係る体制の整備 (略) 第4 避難所運営等の体制（市民安全課・社会福祉課） (略) 2 避難所運営体制の整備 市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など____必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努め_____

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
<u>築など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮に努めるものとする。孤立するおそれのある集落や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮に努めるものとする。なお、必要に応じ、指定避難所における<u>ペット</u>のためのスペースの確保に努めるものとする。</u> ____ 長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努め、男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努めるものとする。 (略) 第5節 防護資機材等の整備 (略) 第2 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材の整備（市民安全課・全課） 市は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、必要な資機材の____整備に努めるものとする。 (略)	____、必要に応じ、指定避難所における<u>家庭動物</u>のためのスペースの確保に努めるものとする。 <u>なお</u>、長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努め、男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努めるものとする。 (略) 第5節 防護資機材等の整備 (略) 第2 <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材の整備（市民安全課・全課） 市は、<u>応急対策を行う防災業務関係者</u>の安全確保のため、必要な資機材を<u>あらかじめ整備</u>____する。 (略)

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備 (略) 第1 避難対象者の把握（市民安全課・市民課） 市は、県及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模等について、あらかじめ把握しておく。 <u>なお、市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画において、いわき市及び南相馬市の避難先に指定されている。</u> (略) 第3章 <u>原子力</u>災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 市は、<u>警戒事象の発生又は</u>施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。 その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。	第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備 (略) 第1 避難対象者の把握（市民安全課・市民課） 市は、県及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模等について、あらかじめ把握しておく。 (略) 第3章 _____災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 市は、_____施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。 その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後

担当

【本庁】市民安全課~~班~~・行政管理課~~班~~・人事課~~班~~・健康づくり課~~班~~・環境課~~班~~・全~~班~~
【関係機関】消防団

第 1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課~~班~~・行政管理課~~班~~・人事課~~班~~）

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	・県又は原子力事業者より警戒事象発生の報告を受けたとき、又は施設敷地緊急事態（原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象）発生。	総務部長	・総務部長、経済環境部長 ・市民安全課長、環境課長 ・市民安全課職員数名、環境課職員数名

修正前

担当

【本庁】市民安全課__・行政管理課__・人事課__・健康づくり課__・環境課__・全__
【関係機関】消防団

第 1 配備体制の基準・動員配備（市民安全課__・行政管理課__・人事課__）

1 災害対策本部設置前

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
警戒配備	・県又は原子力事業者より施設敷地緊急事態（原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象）発生、もしくは、警戒事象発生の報告を受けたとき。	総務部長	・総務部長、経済環境部長 ・市民安全課長、環境課長 ・市民安全課職員数名、環境課職員数名

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後				修正前			
2 災害対策本部設置後				2 災害対策本部設置後			
配備体制	配備基準	指揮者	動員配備	配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出したとき。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課（廃）長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・警察署長 ・予想される災害に係る部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞	第1 非常配備	・内閣総理大臣が全面緊急事態を発出したとき。	本部長 (市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課（廃）長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・警察署長 ・予想される災害に係る部課において必要な職員（全職員の半数程度） ＜被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制＞
第2 非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	全職員	第2 非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。 ・本部長（市長）が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	全職員動員
(略)				(略)			
第2 活動の要点（市民安全課班・環境課班・全班）				第2 活動の要点（市民安全課班・環境課__・全班）			
(略)				(略)			
第3 県等への報告（市民安全課班）				第3 県等への報告（市民安全課__）			
市が収集した被害状況等（緊急時モニタリング調査結果、応急対策の状				市が収集した被害状況等（緊急時モニタリング調査結果、応急対策の状			

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
況、屋内退避指示や避難情報の発令状況など）については、速やかに県に報告する。 第4 消防団員等の動員（市民安全課班・消防団） （略） 第5 広域的な応援協力等（市民安全課班・人事課班） 市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との応援協定締結における協力の内容等に基づいて、応援の要請を行う。 第6 自衛隊の派遣要請（市民安全課班） 市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。 第7 専門家の派遣要請（環境課班） 市は、必要な場合、知事に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 第8 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保（市民安全課班・健康づくり課班・環境課班）	況、屋内退避指示や避難情報の発令状況など）については、速やかに県に報告する。 第4 消防団員等の動員（市民安全課__・消防団） （略） 第5 広域的な応援協力等（市民安全課__・人事課__） 市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（<u>居住者、車両、携行品等の放射線の測定</u>）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との応援協定締結における協力の内容等に基づいて、応援の要請を行う。 第6 自衛隊の派遣要請（市民安全課__） 市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。 第7 専門家の派遣要請（環境課__） 市は、必要な場合、知事に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。 第8 <u>防災業務関係者</u>の安全確保（市民安全課__・健康づくり課__・環境課__）

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
市は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保を図る。 1 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保方針 市は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく対策管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。 また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。 2 防護対策 災害対策本部長は、必要に応じ<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。 第2節 災害対策本部の設置 (略) <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課<u>班</u>・行政管理課<u>班</u>・人事課<u>班</u>・全<u>班</u></td></tr></table> 第1 災害対策本部の設置及び解散 (市民安全課<u>班</u>・行政管理課<u>班</u>・人事課<u>班</u>)	担当	【本庁】市民安全課 <u>班</u> ・行政管理課 <u>班</u> ・人事課 <u>班</u> ・全 <u>班</u>	市は、<u>応急対策に係る防災業務関係者</u>の安全確保を図る。 1 <u>防災業務関係者</u>の安全確保方針 市は、<u>防災業務関係者</u>が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく対策管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。 また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の<u>防災業務従事者</u>相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。 2 防護対策 災害対策本部長は、必要に応じ<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。 第2節 災害対策本部の設置 (略) <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・行政管理課__・人事課__・全<u>課</u></td></tr></table> 第1 災害対策本部の設置及び解散 (市民安全課__・行政管理課__・人事課__)	担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・人事課__・全 <u>課</u>
担当	【本庁】市民安全課 <u>班</u> ・行政管理課 <u>班</u> ・人事課 <u>班</u> ・全 <u>班</u>				
担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・人事課__・全 <u>課</u>				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
(略)	(略)
第2 意思決定者不在時の措置（市民安全課 班 ・行政管理課 班 ）	第2 意思決定者不在時の措置（市民安全課__・行政管理課__）
(略)	(略)
第3 災害対策本部の設置場所（市民安全課 班 ・行政管理課 班 ）	第3 災害対策本部の設置場所（市民安全課__・行政管理課__）
(略)	(略)
第4 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課 班 ）	第4 災害対策本部の設置の報告・通知（市民安全課__）
(略)	(略)
第5 本部会議の開催（市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・全 班 ）	第5 本部会議の開催（市民安全課__・行政管理課__・全 課 ）
(略)	(略)
第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保	第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信の確保
市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。	市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態（原災法第10条に規定する通報すべき特定事象が発生）の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後		修正前	
担当	【本庁】市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・情報政策課 班 ・環境課 班 ・全 班	担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・情報政策課__・環境課__・全__課
第1	施設敷地緊急事態発生情報等の連絡（市民安全課 班 ・行政管理課 班 ） （略）	第1	施設敷地緊急事態発生情報等の連絡（市民安全課__・行政管理課__） （略）
第2	応急対策活動情報の連絡 （市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・情報政策課 班 ） （略）	第2	応急対策活動情報の連絡 （市民安全課__・行政管理課__・情報政策課__） （略）
第3	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（環境課 班 ） 市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。	第3	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（環境課__） 市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。
第4	一般回線が使用できない場合の対処（行政管理課 班 ・情報政策課 班 ） 地震などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備され	第4	一般回線が使用できない場合の対処（行政管理課__・情報政策課__） 地震などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備され

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前								
ている衛星回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。 第4節 緊急時モニタリングの実施 市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・人事課班・環境課班・全班</td></tr></table> 第1 緊急時モニタリング体制（市民安全課班・人事課班・環境課班・全班） （略） 第5節 屋内退避等の防護措置の実施 市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・観光交流課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・商工課班・環境課班・学校教育課班・こども課班 【関係機関】自主防災組織</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課 班 ・人事課 班 ・環境課 班 ・全 班	担当	【本庁】市民安全課 班 ・観光交流課 班 ・社会福祉課 班 ・長寿福祉課 班 ・商工課 班 ・環境課 班 ・学校教育課 班 ・こども課 班 【関係機関】自主防災組織	ている衛星回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。 第4節 緊急時モニタリングの実施 市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・人事課__・環境課__・全課</td></tr></table> 第1 緊急時モニタリング体制（市民安全課__・人事課__・環境課__・全課） （略） 第5節 屋内退避等の防護措置の実施 市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・観光交流課__・社会福祉課__・長寿福祉課__・商工課__・環境課__・学校教育課__・こども課__ 【関係機関】自主防災組織</td></tr></table>	担当	【本庁】市民安全課__・人事課__・環境課__・全 課	担当	【本庁】市民安全課__・観光交流課__・社会福祉課__・長寿福祉課__・商工課__・環境課__・学校教育課__・こども課__ 【関係機関】自主防災組織
担当	【本庁】市民安全課 班 ・人事課 班 ・環境課 班 ・全 班								
担当	【本庁】市民安全課 班 ・観光交流課 班 ・社会福祉課 班 ・長寿福祉課 班 ・商工課 班 ・環境課 班 ・学校教育課 班 ・こども課 班 【関係機関】自主防災組織								
担当	【本庁】市民安全課__・人事課__・環境課__・全 課								
担当	【本庁】市民安全課__・観光交流課__・社会福祉課__・長寿福祉課__・商工課__・環境課__・学校教育課__・こども課__ 【関係機関】自主防災組織								

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
第1 屋内退避の実施（市民安全課班・環境課班） （略） 第2 避難の実施（社会福祉課班・健康づくり課班） （略） 第3 要配慮者への配慮（市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・健康づくり課班・学校教育課班・こども課班） （略） 第4 飲食物、生活必需品等の供給 （市民安全課班・観光交流課班・商工課班） （略） 第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課班） （略）	第1 屋内退避の実施（市民安全課__・環境課__） （略） 第2 避難の実施（社会福祉課__・健康づくり課__） （略） 第3 要配慮者への配慮（市民安全課__・社会福祉課__・長寿福祉課__・健康づくり課__・学校教育課__・こども課__） （略） 第4 飲食物、生活必需品等の供給 （市民安全課__・観光交流課__・商工課__） （略） 第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課__） （略）

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
第6 屋内退避等の解除（市民安全課班・環境課班） 市は、国又は県の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を実施する。 第6節 社会的混乱の防止 市は、原子力災害が発生した場合、迅速な避難、緊急輸送路の確保及び市内の混乱を防止するため、必要な措置を実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班 【関係機関】須賀川警察署</td></tr></table> 第1 交通規制等の実施（市民安全課班・須賀川警察署） （略） 第2 自主避難・買い占め等への対策（市民安全課班・須賀川警察署） （略） 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施 市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。	担当	【本庁】市民安全課 班 【関係機関】須賀川警察署	第6 屋内退避等の解除（市民安全課__・環境課__） 市は、国又は県の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を実施する。 第6節 社会的混乱の防止 市は、原子力災害が発生した場合、迅速な避難、緊急輸送路の確保及び市内の混乱を防止するため、必要な措置を実施する。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__ 【関係機関】須賀川警察署</td></tr></table> 第1 交通規制等の実施（市民安全課__・須賀川警察署） （略） 第2 自主避難・買い占め等への対策（市民安全課__・須賀川警察署） （略） 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施 市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。	担当	【本庁】市民安全課__ 【関係機関】須賀川警察署
担当	【本庁】市民安全課 班 【関係機関】須賀川警察署				
担当	【本庁】市民安全課__ 【関係機関】須賀川警察署				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前								
<table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班</td></tr></table> 第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班） （略） 第2 放射性物質の影響の把握（市民安全課班・農政課班・環境課班・水道施設課班・学校教育課班） （略） 第8節 緊急輸送対策 市は、原子力災害が発生した場合、緊急輸送路等の確保、車両等の円滑な調達を行い、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・道路河川課班 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊</td></tr></table> 第1 緊急輸送活動（市民安全課班・道路河川課班）	担当	【本庁】市民安全課 班 ・農政課 班 ・環境課 班 ・水道施設課 班 ・学校教育課 班	担当	【本庁】市民安全課 班 ・道路河川課 班 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊	<table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・農政課__・環境課__・水道施設課__・学校教育課__</td></tr></table> 第1 飲食物の出荷制限、摂取制限等（市民安全課__・農政課__・環境課__・水道施設課__・学校教育課__） （略） 第2 放射性物質の影響の把握（市民安全課__・農政課__・環境課__・水道施設課__・学校教育課__） （略） 第8節 緊急輸送対策 市は、原子力災害が発生した場合、緊急輸送路等の確保、車両等の円滑な調達を行い、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・道路河川課__ 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊</td></tr></table> 第1 緊急輸送活動（市民安全課__・道路河川課__）	担当	【本庁】市民安全課__・農政課__・環境課__・水道施設課__・学校教育課__	担当	【本庁】市民安全課__・道路河川課__ 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊
担当	【本庁】市民安全課 班 ・農政課 班 ・環境課 班 ・水道施設課 班 ・学校教育課 班								
担当	【本庁】市民安全課 班 ・道路河川課 班 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊								
担当	【本庁】市民安全課__・農政課__・環境課__・水道施設課__・学校教育課__								
担当	【本庁】市民安全課__・道路河川課__ 【関係機関】須賀川警察署・陸上自衛隊								

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
(略) 第2 緊急輸送のための交通確保（市民安全課班・須賀川警察署・陸上自衛隊） (略) 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課班・陸上自衛隊） (略) 第9節 原子力災害医療活動 市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。 また、必要に応じて、避難退域時検査実施時などに住民説明等を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】健康づくり課班</td></tr></table> 第10節 情報伝達活動 市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ的確に、市民への情報提供を	担当	【本庁】健康づくり課 班	(略) 第2 緊急輸送のための交通確保（市民安全課__・須賀川警察署・陸上自衛隊） (略) 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保（市民安全課__・陸上自衛隊） (略) 第9節 原子力災害医療活動 市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。 また、必要に応じて、避難退域時検査実施時などに住民説明等を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】健康づくり課__</td></tr></table> 第10節 情報伝達活動 市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ的確に、市民への情報提供を	担当	【本庁】健康づくり課__
担当	【本庁】健康づくり課 班				
担当	【本庁】健康づくり課__				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・社会福祉課班・環境課班・全班</td></tr></table> 第1 迅速・的確な情報提供（市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班） （略） 第2 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容 （市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・環境課班） （略） 第4 多様な情報伝達手段の確保 （市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班） （略） 第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達 （市民安全課班・社会福祉課班・秘書広報課班）	担当	【本庁】市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・秘書広報課 班 ・社会福祉課 班 ・環境課 班 ・全 班	行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__・社会福祉課__・環境課__・全課</td></tr></table> 第1 迅速・的確な情報提供（市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__） （略） 第2 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容 （市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__・環境課__） （略） 第4 多様な情報伝達手段の確保 （市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__） （略） 第5 情報伝達困難者等に対する情報伝達 （市民安全課__・社会福祉課__・秘書広報課__）	担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__・社会福祉課__・環境課__・全 課
担当	【本庁】市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・秘書広報課 班 ・社会福祉課 班 ・環境課 班 ・全 班				
担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・秘書広報課__・社会福祉課__・環境課__・全 課				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前				
(略) 第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援 関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課班・行政管理課班・観光交流課班・社会福祉課班・健康づくり課班・商工課班・道路河川課班・建築住宅課班・会計課班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会</td></tr></table> 第1 関係自治体の支援ニーズの把握（市民安全課班） (略) 第2 受け入れ先施設の確保（市民安全課班） (略) 第3 避難方法・経路等の調整、緊急輸送 (市民安全課班・社会福祉課班・道路河川課班)	担当	【本庁】市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・観光交流課 班 ・社会福祉課 班 ・健康づくり課 班 ・商工課 班 ・道路河川課 班 ・建築住宅課 班 ・会計課 班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会	(略) 第11節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援 関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課__・行政管理課__・観光交流課__・社会福祉課__・健康づくり課__・商工課__・道路河川課__・建築住宅課__・会計課__ 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会</td></tr></table> 第1 関係自治体の支援ニーズの把握（市民安全課__） (略) 第2 受け入れ先施設の確保（市民安全課__） (略) 第3 避難方法・経路等の調整、緊急輸送 (市民安全課__・社会福祉課__・道路河川課__)	担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・観光交流課__・社会福祉課__・健康づくり課__・商工課__・道路河川課__・建築住宅課__・会計課__ 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会
担当	【本庁】市民安全課 班 ・行政管理課 班 ・観光交流課 班 ・社会福祉課 班 ・健康づくり課 班 ・商工課 班 ・道路河川課 班 ・建築住宅課 班 ・会計課 班 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会				
担当	【本庁】市民安全課__・行政管理課__・観光交流課__・社会福祉課__・健康づくり課__・商工課__・道路河川課__・建築住宅課__・会計課__ 【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会				

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
(略)	(略)
第4 避難所の開設・運営（社会福祉課 班 ）	第4 避難所の開設・運営（社会福祉課__）
(略)	(略)
第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課 班 ）	第5 安定ヨウ素剤の取り扱い（健康づくり課__）
(略)	(略)
第6 飲食物、生活必需品等の供給（観光交流課 班 ・商工課 班 ）	第6 飲食物、生活必需品等の供給（観光交流課__・商工課__）
(略)	(略)
第7 家畜・ペット（市民安全課 班 ・農政課 班 ）	第7 家畜・ペット（市民安全課__・農政課__）
(略)	(略)
第8 関係自治体行政機能の代替拠点の確保（市民安全課 班 ・行政管理課 班 ）	第8 関係自治体行政機能の代替拠点の確保（市民安全課__・行政管理課__）
(略)	(略)

須賀川市地域防災計画
第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前
第9 自発的支援の受け入れ（観光交流課班・社会福祉課班・商工課班・会計課班・（福）須賀川市社会福祉協議会） （略） 第10 二次避難先の確保（市民安全課班・建築住宅課班） 市は、避難生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、関係自治体の避難者の生活基盤確保に努める。 （略）	第9 自発的支援の受け入れ（観光交流課__・社会福祉課__・商工課__・会計課__・（福）須賀川市社会福祉協議会） （略） 第10 二次避難先の確保（市民安全課__・建築住宅課__） 市は、避難生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、関係自治体の避難者の生活基盤確保に努める。 （略）

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前
第1章 航空機事故対策計画 航空機の墜落等の大規模で多数の死傷者等の発生といった事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部一般災害対策計画」の定めによるものとする。 (略) 第2章 鉄道事故対策計画 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「第2部一般災害対策計画」の定めによるものとする。 (略) 第3章 道路事故対策計画	第1章 航空機事故対策計画 航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。 (略) 第2章 鉄道事故対策計画 鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。 (略) 第3章 道路事故対策計画

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前				
大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「<u>第2部</u>一般災害対策<u>計画</u>」の定めによるものとする。 (略) 第4章 危険物等事故対策計画 危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、「<u>第2部</u>一般災害対策<u>計画</u>」の定めによるものとする。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・<u>環境課</u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者</td></tr></table> (略) 第2節 危険物等事故応急対策	担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・ <u>環境課</u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者	大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、<u> </u>一般災害対策<u>編</u><u> </u>の定めによるものとする。 (略) 第4章 危険物等事故対策計画 危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、<u> </u>一般災害対策<u>編</u><u> </u>の定めによるものとする。 <table><tr><td>担当</td><td>【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課<u> </u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者</td></tr></table> (略) 第2節 危険物等事故応急対策	担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 <u> </u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者
担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・ <u>環境課</u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者				
担当	【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 <u> </u> 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防災組織・危険物等施設の事業者				

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前
第1 災害情報の収集伝達（市民安全課・<u>環境課</u>・消防本部・消防団） 1 事業者のとりべき措置 事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。 （略） 第2 活動体制の確立（市民安全課・<u>環境課</u>・消防本部・消防団） （略） 第3 災害の拡大防止（市民安全課・<u>環境課</u>・消防本部・消防団） （略） 第6 危険物等の大量流出に対する応急対策	第1 災害情報の収集伝達（市民安全課_____・消防本部・消防団） 1 事業者のとりべき措置 事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。 （略） 第2 活動体制の確立（市民安全課_____・消防本部・消防団） （略） 第3 災害の拡大防止（市民安全課_____・消防本部・消防団） （略） 第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

須賀川市地域防災計画
第5部 事故対策計画

修正後	修正前
(市民安全課・<u>環境課</u>・消防本部・消防団) (略) 第5章 大規模な火災対策計画 大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、<u>「第2部 一般災害対策計画」</u>の定めによるものとする。 (略)	(市民安全課_____・消防本部・消防団) (略) 第5章 大規模な火災対策計画 大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、_____一般災害対策<u>編</u>_____の定めによるものとする。 (略)